

令和5年度
老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

生活支援コーディネーターを中心とした、
地域づくり・生活支援に資するさまざまな
「つながり」の構築及び強化に関する調査研究事業
報告書

令和6（2024）年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

NTT DATA
株式会社NTTデータ経営研究所

目次

第1部	本編.....	2
第1章	本研究の問題意識.....	2
1.	本研究の位置づけ.....	2
2.	背景.....	2
第2章	本研究の調査手法.....	6
1.	調査の位置づけ.....	6
2.	調査内容.....	6
第3章	本研究のとりまとめ.....	14
1.	地域や行政の置かれた状況を知る.....	14
2.	地域の中で行われているまちづくり活動を知る.....	16
3.	生活支援おける行政としてのありようと、それを踏まえた SC の役割を考える 23	
第4章	検討会の実施.....	26
1.	実施体制.....	26
2.	検討会の実施.....	26
第2部	資料編.....	27
1.	鹿児島県宇検村.....	27
2.	秋田県横手市.....	40

第1部 本編

第1章 本研究の問題意識

1. 本研究の位置づけ

本研究は、中山間地域の高齢福祉、介護予防担当の職員、生活支援コーディネーター（以下、「SC」という。）が、高齢福祉以外の地域づくり・まちづくりに関わる施策や活動を把握した上で、生活支援の施策を位置付け、諸主体との関係の中で自らの役割を位置付けた上で、地域づくりを進めることが重要であるとの立場に立っている。

研究においては、2つの特徴の異なる自治体を対象にフィールド調査を通じて、地域の状況及びまちづくりの施策、地域の諸主体の活動を把握し、その中で高齢福祉担当及びSCがどのような役割を地域で担いようかを検討し、先に述べた基本的な立場の中山間地域の自治体における妥当性を確認した。

自治体担当者及びSCにおいては、本研究における取りまとめを踏まえ、自治体のまちづくり施策全体の中で、自らの施策や役割を位置付け、効率的かつ効果的に地域づくりを進められることを期待する。

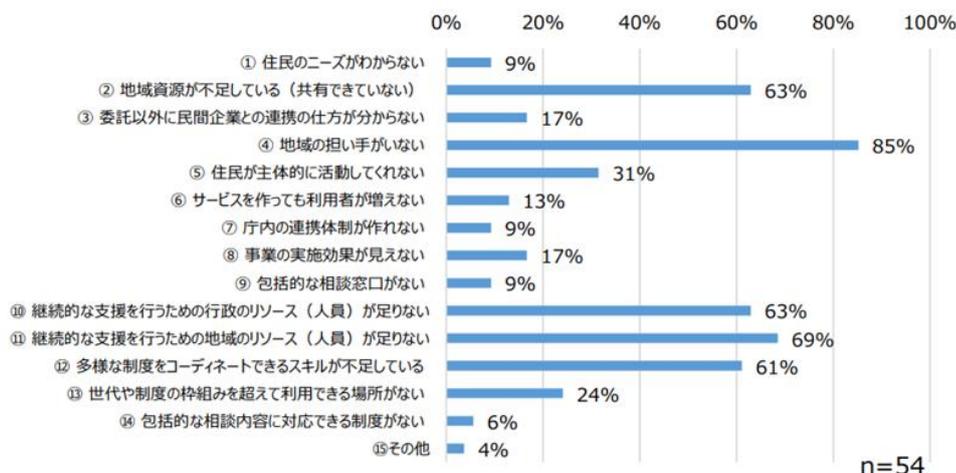
2. 背景

中山間地域においては、人口減少・少子高齢化により地域の諸資源に限られる中で、自治体及び生活支援コーディネーターが生活支援の推進に困難を抱えている。中山間地域（四国地方の全市町村）を対象にしたアンケート調査では、80%以上の自治体が「地域の担い手がないこと」、60%以上の自治体が「地域の資源が不足していること」、「行政、地域の人員が足りないこと」を地域づくり推進の課題として挙げている。

地域の担い手不足の一方で、自治体としても資金や人材に限られる中で、地域づくりに十分なリソースを充てることが難しい実態もある。地域づくりを推進するSCにおいても、自治体や社会福祉協議会等の別の組織に所属しながら他の業務を兼務している場合も多く、SC本来の業務である地域づくりに十分な時間をかけることができていない状況がある。

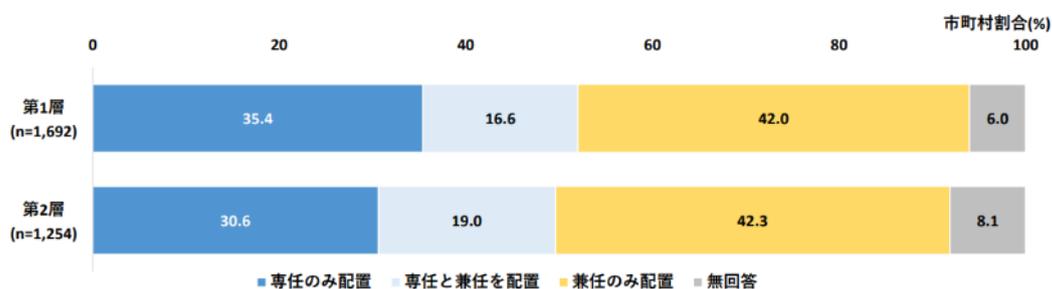
全国の自治体において、第1層のSCを専任のみで配置できている自治体は35.4%、第2層のSCにおいては30.6%であり、多くの自治体においてSCは他の業務と兼任で配置されている。また、他の業務を兼務しているSCのうち、業務時間の6割以上をSCの業務にかけられている割合は、20%以下である。また、高齢福祉の施策を見渡すと、大半の高齢者は加齢に伴い要介護度が重度化していくため、介護保険サービスの事業の実施にもリソースをかける必要があり、自治体も介護予防や生活支援だけにリソースを配分するには限界がある。

図表 1-1 中山間地域の自治体が地域づくりを推進する上での課題



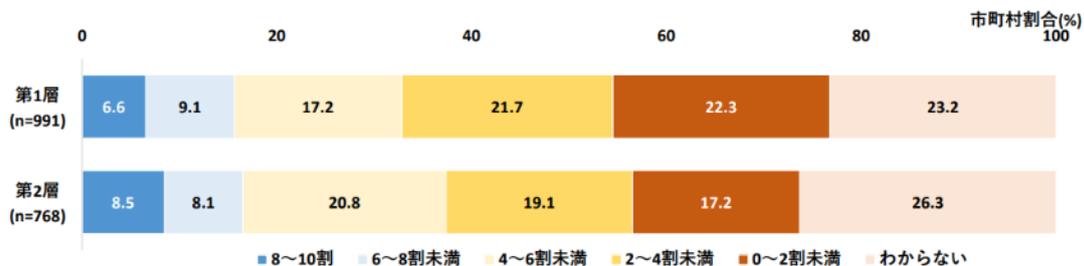
（出所）NTT データ経営研究所（2022）「中山間地域における地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化に関する調査研究事業」（p.21）

図表 1-2 生活支援コーディネーターの配置の状況



（出所）NTT データ経営研究所（2021）「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」

図表 1-3 兼任の生活支援コーディネーターの活動時間が占める割合

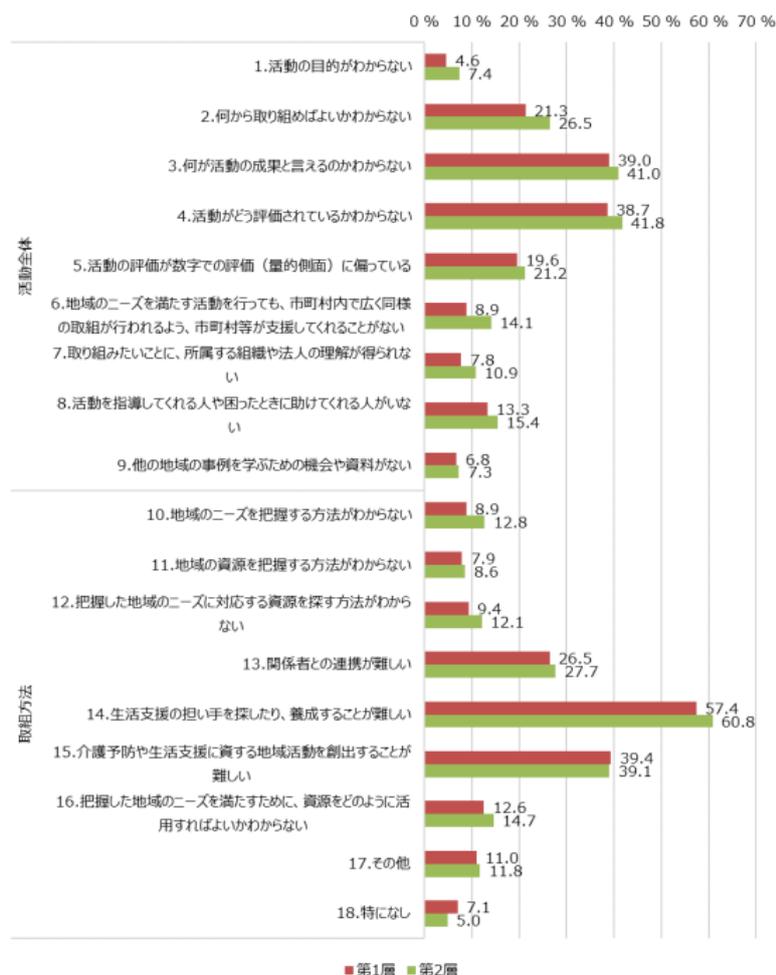


（出所）NTT データ経営研究所（2021）「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」

他方で SC の活動を見ると、本来「高齢者が地域で自立的な生活を営むことができるよう支援する」ための手段であった、地域の事業を立ち上げることを目標に活動してしまうケースも少なくない。自治体も SC の役割を明確に定義できていない中で、活動の要綱を伝えて社会福祉協議会や SC に業務を委託している場合もある。こうした状況においては、SC も自らの活動がどのように評価されているか、何が成果と言えるか不安に感じており、客観的に示しやすい実績（地域で事業を立ち上げた件数や協議体の開催の実績等）を作ることに注力してしまうのではないかと懸念される。現に、SC を対象にした調査では、4 割の SC が「何が活動の成果と言えるのかわからない」、「活動がどう評価されているかわからない」、「地域活動の創出が難しい」と感じていることが示されている。

他方で、これまで見た通り、中山間地域においては人口減少によって地域の資源や人材に限界がある中で、高齢福祉分野において新たな事業の立ち上げによって地域で自立的に生活できる環境を整備するアプローチには一定の限界があるものと考えられる。

図表 1-4 生活支援コーディネーターの抱える課題



（出所）NTT データ経営研究所（2023）「生活支援コーディネーターと協議体や認知症地域支援推進員等の活動プロセスを踏まえた体制整備の推進に関する調査研究」

これまで高齢福祉分野における地域づくりの実情について述べてきたが、自治体の総合戦略やまちづくりにおいて高齢福祉分野は数ある施策の 1 つである。他分野の施策を見れば、移住定住支援、関係人口の拡大（ひとの確保の観点）、産業・仕事づくり、施設や交通網の整備（ハード面でのまちづくり）等、様々な事業が高齢者の生活に関わっており、高齢福祉以外の分野におけるまちづくり施策の方が、介護分野よりも多くの資源が割かれていることも多い。

また、中山間地域においては、個人の生活が地縁団体の互助活動や地域の産業と密接不可分の関係にある。例えば、農業を中心とした地域においては、草刈りや収穫等の仕事の多くを地域住民が協働によって担っている。このように中山間地域の生活を成り立たせる上では、地域の産業から個人の生活に至るまでが混然一体となっている。これまで高齢福祉分野においても様々な独自の地域づくりの取組が行われてきたが、より人口減少が進み、生活環境の維持が厳しくなる中山間地域においては、地域の課題の解決を高齢福祉分野のみで充足させようとするのではなく、地域で行われているまちづくりの全体を見渡し、そこの関係を踏まえて SC に期待する役割を定義していくことが必要であると考えられる。

第2章 本研究の概要

1. 本研究の位置づけ

本研究は、高齢福祉以外の自治体の施策や地域の諸主体の活動の中で進められている地域づくり・まちづくりの取組が存在することを踏まえ、中山間地域における高齢福祉担当の職員やSCが、高齢福祉分野において自らの力だけで地域づくりを進めるのではなく、地域づくり・まちづくりの活動全体を把握し、それらの諸主体と役割を調整しながら、地域で自立した生活ができる環境づくりを推進することが重要であるとの立場に立っている。

研究においては、2つの特徴の異なるフィールドにおいて、地域の状況及びまちづくりの施策、地域の諸主体の活動を把握し、その中で高齢福祉担当及びSCがどのような役割を地域で担いうるかを検討しながら、本研究の基本的な立場の妥当性及び適用可能性を確認した。

図表 2-1 本研究における基本的な立場（仮説）

本研究の基本的な立場（仮説）	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中山間地域には多様な課題があり、高齢福祉以外の自治体部署、住民主体の地域団体等によって、すでに地域課題解決の取組が進められている（ことが多い）。 ✓ 上記のまちづくりの取組は、住民の暮らしの維持・向上に関わっており、すべてが生活支援につながっている。 ✓ 既存のまちづくりの取組が進められ、かつ、地域の資源・人材不足の中で、自治体の高齢福祉担当やSCが自らの力のみで生活支援体制を整備する必要はない。 ✓ 自治体のまちづくり全体の中に生活支援の施策を意義付け、高齢福祉分野以外のまちづくりの活動に生活支援の機能を委ねることで、効率的・効果的な地域づくりが可能。 	
仮説を踏まえた、各主体の役割（想定）	
地域団体・住民	<ul style="list-style-type: none"> • 地域生活に必要な環境整備、生活支援を自ら考え、企画し、実行する。 （例）自治会、地域支援組織、農村RMO、地域おこし協力隊 NPO、スポーツクラブ等の住民の自主的な活動等
自治体	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の生活支援に取り組む団体を把握し、生活支援体制整備を委ねる。 • 介護予防の観点から不足する観点を補完するよう地域団体に依頼、調整。
SC	<ul style="list-style-type: none"> • 生活支援を担う地域団体・住民が兼任する等、中山間地域の実態を踏まえ、設置。 ※設置する場合も機能を限定。

2. 調査研究の内容

本研究では、まず、フィールドとなる自治体において、総合戦略等のまちづくりに関連する計画や、自治体や住民等への聞き取りを基に、中山間地域における課題やその解決に向けた取組の主体や取組内容、地域における意義等について把握を行った。また、調査の中で得られた地域における高齢福祉以外の分野でのまちづくりの取組において、自治体の高齢福祉担当やSCが実施する生活支援体制整備事業との協働のあり方を、自治体担当者や地域の関係主体へのヒアリングを基に検討を行った。

図表 2-2 調査研究の概要

	調査の観点	実施内容
中山間地域の課題・まちづくりの施策や住民活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該中山間地域で課題になっていることは何か？ ✓ どのような主体が地域課題解決に取り組んでいるか？その成り立ちは？（活動地域、母体、きっかけ、関連計画・制度等） ✓ 上記の地域の各種のまちづくりの取組みは、中山間地域の暮らしの中でどのような影響を与えているか？（どのような機能を果たしているか） 	<ul style="list-style-type: none"> • 対象自治体の中山間地域の課題や地域課題解決に向けた取り組みについて、各種計画や住民等のヒアリングにより整理。 • 上記の取組により、住民生活がどのように維持されるか、または豊かになっているかを確認。
各種のまちづくりの活動に委ねる範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存のまちづくりの取組や住民等の活動を踏まえたときに、生活支援体制はどうあるべきか？ ✓ まちづくりの活動を行う諸主体に対し、自治体がどう関わるか？ ✓ 協働で活動を行うことで、新たな気づきを得られないか？ ✓ 協働にあたっての課題は何か？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 上記を踏まえ、生活支援体制整備事業等を通じ実施すべき生活支援のあり方を構想。 • 相互理解・協働の関係づくりを進めるために、まちづくりの活動を行う各主体の取組への参加や自治体との意見交換等を実施。どのような関係の下で活動を実施できるか模索。

（１）対象フィールド

本研究では主に中山間地域での生活支援のあり方を検討しているが、中山間地域等と一言にいても、人口規模や自治体の成り立ちも様々である。本調査研究においては、以下の2点を踏まえ、鹿児島県宇検村と秋田県横手市の2自治体を調査対象フィールドとして選定した。

1つ目の観点は人口規模である。特に市町村合併によって周辺の市町村が合併した場合においては、自治体全体では数万人の人口規模があり、中心部に市街地を持つ一方で、周辺部において限界集落のような状況がある自治体も多く存在する。一方で、元々規模の小さな自治体において、さらに人口減少が進んでいる状況も多く見られる。2つ目の観点として、本研究は高齢福祉分野以外の分野との連携が重要であることから、高齢福祉分野以外の分野の施策や地域の住民活動と関連付けながら、地域づくりを進めようとしている自治体を選定した。

図表 2-3 フィールド自治体及び選定の観点

自治体の選定の観点	
	自治体の選定の観点
	他のまちづくり施策/住民活動との関わり
	規模のバリエーション
鹿児島県 宇検村	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢福祉に留まらない地域の課題解決、暮らしの支援をするため、村独自に地域共生コーディネーターを4名設置。 • 4名はそれぞれ、地域おこし協力隊、民生委員等のバックグラウンドを持ち、農業、産業振興、子育て領域等の分野とも連携し、取り組みを進めている。
秋田県 横手市	<ul style="list-style-type: none"> • 各地域が自ら地域課題を解決するべく、旧公民館を地区交流センターに再編する施策を地域づくり担当、生涯教育担当が進めている。 • これまで協議体は、自らが事業主体となり様々な事業を実施してきたが、メンバーの負担も大きい。 • これらの動向を踏まえ、高齢福祉担当は協議体の位置づけ、地区交流センターとの関係を見直し始めている。
	<ul style="list-style-type: none"> • 人口約1,650人。 • 湾を囲み14の集落に分散（30人から470人）し、それぞれの集落で住民生活のほとんどが完結している。
	<ul style="list-style-type: none"> • 中山間地域を含む、8市町村が合併し、県内2番目の人口規模を有する自治体である。 • 同じ市内でも地域によって生活環境、コミュニティにおける活動の状況が異なる中、人口8万人の1つの自治体としての検討ではなく、中山間を含む小さな単位にフォーカスを充て、地域づくりを進める必要がある。

(2) 各フィールドでの調査方法

①鹿児島県宇検村

宇検村は、人口約1,700人程度と小規模な自治体であり、集落内での地域住民同士のつながりが強く、相互扶助の関係性の中で生活が営まれている。また、地域課題解決や重層的な地域暮らしの支援をすることを意図して、村独自の職種である地域共生コーディネーターを設置し、農業、産業振興、子育て支援等と連携した多様な取組を進めている。

本研究においては、村の総合計画を踏まえて、地域の概要や課題、地域共生コーディネーター以外のまちづくり施策を整理した上で、上記のような複合的な役割を有するコーディネーターを地域に配置することになった背景やその活動の内容、生活支援における意義等を、ヒアリング等を通じて調査を行った。また、調査の結果を踏まえて、改めて、地域共生コーディネーターのまちづくりの施策における立ち位置や意義、自治体と地域共生コーディネーターとの関係性のあり方等を検討した。

図表 2-4 宇検村のフィールド調査の内容

● 11月～	● 11月～1月上旬	● 2月
各種まちづくり施策の調査、 位置づけ整理	まちづくりにおける 課題・住民活動の 詳細把握	高齢福祉分野以外の まちづくり施策を踏まえた 地域づくりのあり方
自治体等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりにおける市町村全体としての課題 ・まちづくり全体における地域共生コーディネーターの位置づけ、役割 ・地域共生コーディネーターの発掘・選定のプロセス 	地域共生コーディネーター等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉にとどまらない活動がもたらす高齢者の生活への寄与 ・地域でのこれまでの活動、関わり方 ・発掘した地域課題 ・地域課題の解決策、解決に向けた活動の内容 ・上記における役割 	自治体と意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生コーディネーターのまちづくりにおける立ち位置・意義 ・地域共生コーディネーターと自治体との関係性 ・自治体の他関連施策との連携の課題

【調査対象文献及びヒアリング対象】

<p>文献調査の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略 <p>※上記の中で記載されている地域づくりに関わる事業について Web 調査を実施。 詳細は第 2 部に記載</p> <p>ヒアリング調査の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇検村役場 保健福祉課 ・ 地域共生コーディネーター（地域おこし協力隊を兼任） ・ 地域共生コーディネーター（社協・福祉活動員及び民生委員を兼任） ・ 地域共生コーディネーター（村保健福祉課看護師を兼任） ・ 地域共生コーディネーター（社会福祉協議会職員を兼任） ・ 民生委員 ・ 地域住民

②秋田県横手市

横手市は、人口 8 万人程度であるが、平成の大合併時に中山間地域を含む 8 市町村が合併しており、同じ市内でも地域によって生活環境・資源が異なる中、自治体が各地域を俯瞰してみながら、各地域の地域づくりを進めていく必要がある。自治体では、地域づくり担当・生涯教育担当部局が中心となり、公民館機能に地域の課題解決機能を持たせた組織（地区交

流センター)の設置を進めており、介護予防施策における協議体と類似する機能を持つ組織ができることで、各施策の位置づけの整理が求められている。

横手市においては、合併市町村の地区において地域づくりの取組状況が異なることを踏まえ、自治体の意見交換を行いながら各地区の状況を整理すると共に、調査対象となる地区や主体の選定を行った。その後、まちづくりに関わる住民や団体等へのヒアリングにより、取組を立ち上げた経緯や取組内容やその意義・効果の把握を行った。また、調査の結果を踏まえ、自治体との意見交換を行い、協議体と地区交流センターとの関係性や役割、自治体やSCの地域づくりにおける関わり方を検討した。

図表 2-5 横手市のフィールド調査の内容

● 11月	● 12月	● 1月~2月	● 2月
まちづくりの施策・主体の洗い出し、各地区の状況把握	調査対象地区/ 調査対象主体の選定	まちづくりにおける課題・住民活動の詳細把握	高齢福祉分野以外のまちづくり施策を踏まえた地域づくりのあり方
自治体等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> • 各地区の既存のまちづくりの施策、課題認識 • 各地区でまちづくりに関わる主体、取り組みの内容、施策との関わり • 調査対象地区および主体の協議 	自治体等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> • 調査対象地区および主体の協議 	住民等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> • 活動の内容、地域の中で担う役割 • 解決したい地域課題と活動立ち上げのプロセス • 自治体、他の団体等との関わり • 取り組みの効果 	自治体との意見交換 <ul style="list-style-type: none"> • 地区交流センターと協議体との関係性の整理 • 上記を踏まえた自治体・SCの地域づくりへの関わり方

【調査対象文献およびヒアリング対象】

<p>文献調査の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第2次横手市総合計画 <p>※上記の中で記載されている地域づくりに関わる事業について Web 調査を実施。 詳細は第2部に記載</p> <p>ヒアリング調査の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> • 横手市役所 まるごと福祉課 • 横手市社会福祉協議会(第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター(西部地区担当)) • A 地区交流センター センター長 • B 地区交流センター センター長 • 狙半内共助組織(地域内で移動支援を実施) • 株式会社マルシメ(スーパーにおける移動支援)

(3) 各フィールドの状況

ここでは、文献調査やヒアリング調査で得られた情報から、各自治体の概要や住民生活、地域づくりの活動の状況について記載する。

①鹿児島県宇検村

【自治体の概要・住民の生活実態】

宇検村は、奄美大島の西部にある人口 1,647 人、968 世帯の小規模な自治体である。湾を中心に 14 の集落があり、1 集落あたりは 14 世帯～250 世帯程度で構成されている。

集落毎に生活の様式が異なり、ほとんど血縁者のみで構成されている集落もあれば、山村留学を受け入れている集落もある。集落単位の婦人会、老人会等の地縁組織の活動が生活する上で不可欠であり、地域の見守りや海岸の清掃等の様々な活動が地縁組織や近所づきあいによって担われているため、村外からの移住者に対しても参加が強く推奨されている。行政の施策や支援も集落単位で行われることが多い。

日常生活に必要な生活関連サービスについて、地域で経営・運営される共同売店が村内にも存在しており、車移動ができない高齢者は集落単位で生活が完結している場合もある。他方、若者や移住者等は、車で 1 時間ほどかけて村外に買い物に行くケースが多い。また、医療に関しても地域に診療所は存在するが、診療所での対応が難しい場合は、村外の病院に通う必要がある。車での移動ができない高齢者は、病院が運営するバスで通院している。村内の生活資源が限られていることは、住民もある程度受け入れて生活している。

総合計画の中で語られる地域の課題として、交流人口の増加等があげられている。自治体は観光客を対象にグリーンスローモビリティ等の事業を実施しており、また、山村留学や地域おこし協力隊の受け入れを進めている。

地域共生の村づくりに関する事業は主に保健福祉課が担当しており、地域共生コーディネーターによる地域づくり等の事業が実施されている。過去には地域に協議体や SC を設置していたが、行政サービスを充実させることで地域の近所づきあいや地縁組織の見守りから外れてしまうケースも見られたこと等から、現在では、民生委員や地域おこし協力隊、村の看護師等のまちづくりに関わる諸主体を地域共生コーディネーターとして任命しており、SC のような機能を持つ諸主体同士をネットワークでつなぐことで地域づくりを行っている。

図表 2-6 宇検村の概要

自治体	鹿児島県宇検村
人口・世帯数 (R5年7月末現在)	1,647人 968世帯
面積	103km ²
人口密度	16人/km ²
DID地区面積	—
高齢化 (2020)	45.3%
高齢化 (2030)	48.1%
高齢者独居世帯の割合	25.2%
高齢者夫婦のみ世帯の割合	15.8%
自治体の沿革	<ul style="list-style-type: none"> 1916年に焼内村から西方村分離。その後焼内村が改称。 2004年に名瀬市等との合併協議会に参加するも、翌年脱退。
過疎地指定	全部過疎
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 離島地域 奄美大島の西南部に位置し、湯湾を中心に14の集落に集住している。(湾を取り囲むため移動は困難。) 村域の9割以上が山岳地帯
産業構造	第1次産業、第2次産業に特化 基幹産業は、漁業、農業、焼酎製造



②秋田県横手市

秋田県横手市の人口は約 8 万 3000 人である。横手市と平鹿郡 7 町村が 1 つの市に合併したため、旧町村部においては、それぞれの町村が進めてきた制度が残っており、同じ市内であっても地域の状況は異なる。

高齢化率は 40.9% であり、急激に人口減少が進んでいる。市内中心部には市街地がある一方、中山間地域においては集落内に家が数件しかないエリアも存在する。人口減少が極端に進む地域においては、スーパーや病院がなく、車で他の地域に移動して買い物や通院等の生活ニーズを満たすことも多い。自治体においても、地域の人口が減少する中で敬老会を廃止し、補助金の支援に切り替える等、地域の支援のあり方を見直している。

地域づくりに関しては、社会福祉協議会が委託を受け実施している第 2 層協議体単位で地域課題の把握が行われ、協議体が主体となって子ども食堂等の事業を立ち上げ、実施してきた。他方で、地域課題を把握し、住民主体で解決を図るため、従来の公民館に地域課題把握及び解決に向けた実行機能を付加した「地区交流センター」を新たに設置している。参画している住民は従来の協議体と大部分は重なっている中で、「活動を集約してほしい」との要望もあり、自治体も関係者の意見聴取を行いながら慎重に検討を進めている。

なお、地域における活動は、上記の校区単位での取組以外にも住民の共助組織、県の支援を受け組織した NPO、民間のスーパーが実施する買い物・移動支援等様々な主体が行っている。

図表 2-7 横手市の概要

自治体	秋田県横手市
人口・世帯数 (R5年7月末現在)	83,080人 33,958世帯
面積	693km ² (東西45km、南北35km)
人口密度	123人/km ²
DID地区面積	4km ²
高齢化率 (2020)	40.9%
高齢化率 (2030)	45.2%
高齢者独居世帯の割合	13.0%
高齢者夫婦のみ世帯の割合	12.2%
自治体の沿革	<ul style="list-style-type: none"> 2005年、生活圏域をほぼ同じくする旧横手市と平鹿郡7町村が合併し誕生。
過疎地指定	全部過疎
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 国内有数の豪雪地。除雪が市民生活の大きな負担になっており、高齢化が進む中地域最大の課題の一つ。 2005年の合併時は約10万3千人の人口⇒2020年には8万8千人と急減中。(ピークは1955年の14万9千人) 旧8市町村単位で見ると、人口1万人以下の地域が5つ。
産業構造	第1次 5.9%、第2次 18.1%、第3次 76.0% (横手市の地域経済分析より) 第1次産業の落ち込み分を第3次産業で吸収



第3章 本研究のとりまとめ

1. 地域や行政の置かれた状況を知る

● 地域の縮退

我が国の多くの地域では急速に人口減少と高齢化が進んでいる。生活支援体制整備事業が開始された2015年からの約10年間で、地域の状況は大きく変化してきている。

今回調査した宇検村では、2015年に1,722人だった人口が、現在（令和6年2月末）に1,620人になり、2035年には1,317人になる見込みである。この間、同村の高齢化率は37.9%から47.2%に上昇する。

一方、横手市では、2015年に92,197人だった人口が、現在（令和6年2月末）に82,163人になり、2035年には65,769人になる見込みである。この間、同市の高齢化率は35.2%から47.2%に上昇する。2015年からの10年間の人口減少率は1年あたり1.55%、2025年からの10年間の人口減少率は1年あたり1.80%と、かなりのハイペースで人口が減少していることがわかる。

図表 3-1 宇検村の人口と高齢化率の推移

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
人口	1,722人	1,621人	1,512人	1,403人	1,317人
高齢化率	37.9%	43.2%	46.2%	47.4%	47.2%

（出所）総務省統計局（2017）「平成27年都道府県・市区町村別の主な結果」、宇検村（2024）「人口世帯集計表（令和6年2月末現在）」、国立社会保障・人口問題研究所（2023）「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

図表 3-2 横手市の人口と高齢化率の推移

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
人口	92,197人	85,555人	78,878人	72,129人	65,769人
高齢化率	35.2%	39.1%	42.1%	43.7%	44.9%

（出所）総務省統計局（2017）「平成27年都道府県・市区町村別の主な結果」、横手市（2024）「横手市の人口（令和5年2年度）」、国立社会保障・人口問題研究所（2023）「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

横手市は秋田県内で2番目の人口を有する自治体であるが、合併により広い市域を抱えるようになったため、市内には通院や買い物に車で30分の移動が必要な集落もある。集落単位で暮らしの状況を見ると、人口約1,600人の宇検村の集落と同じような状況のところもある。

集落ごとに今後の人口予測を分析すると、3つの人口動態のパターンがあることが分

かった。30年前まで市内の中心だった旧市内の中心部は人口減少と高齢化が進み、今後もそれが継続する。また、合併前に町や村だった地域の集落の中には、今後の人口減少で消滅する可能性のあるところも少なくない。他方、市内を縦断する国道沿いに開発された地域では、今後も比較的人口が維持されると予想される。

このように、同じ自治体内であっても地域（集落）ごとに生活環境やその変化の状況は大きく異なる。当然、人付き合いの在り方も、地域の資源も大きく異なる。生活支援を考える際には、地域の環境の違いが一人一人の暮らしぶりにどのような影響を及ぼしているかを理解する必要がある。

● 行政サービスの縮小

地域全体の縮退と並行して自治体の予算や人員も減っており、従来通り行政サービスを維持することが難しくなりつつある。例えば、小中学校の統廃合や公共施設の見直しのほか、地域の祭りや敬老会等のソフト事業の見直しなどのかたちでその影響が表れている。以上のようなことを背景としながら、地域での共助活動を促進する自治体も増えている。

各自治体において生活支援の在り様を考えていくには、行政全体がどのような地域の変化等の中にあるのか、またそれぞれの自治体がどのような方向を向いているかを理解し、高齢福祉分野以外の施策動向も把握することが必要である。

2. 地域の中で行われているまちづくり活動を知る

前項で人口減少や高齢化により縮退する地域の状況を述べた。

しかし、こうした地域であっても、地域の中では生活を支える様々な取組が行われている。実際に地域の中で行われている活動を見ると、地域住民は様々な規模や関係の中で、多様な「共助」の取り組みを行っていることがわかる。その中には行政が大きく関与しているものもあれば、住民だけで担われているものもある。

また、地域の中にはあえて「共助」とも呼ばないような、日常的な付き合いの中での支え合いがある。横手の共助組織の代表者へのインタビューでは、共助組織が活動するのは基本的に各集落での助け合いでカバーしきれない部分であるという話があった。共助組織の活動以前に、隣近所の関係の中で除雪などの助け合いが行われている。同時に、そうした助け合いだけではカバーしきれない問題もあり、これを共助組織や他の主体が担っている。宇検村の民生委員へのヒアリングでは、一人の人が民生委員としての活動、地縁団体のメンバーとしての活動、さらには地域の“仲良しグループ”によるボランティアの活動を同時に担っている様子を伺った。宇検村では、こうした地域の住民の協力を得ながら見守り活動を行っているが、同時に、あえて“見守り”と呼ばずとも、「電気がついていない」とか「夜になってもカーテンが空けばなしになっている」といった異変を近隣住民が察知し、自ら声をかけあったり行政に情報を共有したりもしている。当然、こうした地域の活動は地域ごとに異なり、見守り一つとっても、地域の中で検知できることや、検知された状況の共有のされ方は異なる。一般論として見ると、住民が少ない地域だからこそ、お互いの目が行き届いている状況があるといえるが、人口1600人の宇検村においても、地域の目が行き届かず孤独死が発生したり、介護サービスを利用し始めたことを機に地域の見守りのネットワークから外れてしまったりということが生じている。地域の中にどのような支え合いのネットワークがあるかを知ると同時に、人口の少ない中山間地域であっても目が行き届いていない人もいることを念頭に置きながら、地域の中で目が行き届いているかどうかという状況を知ろうとする視点も重要である。

さらに、民間企業の取組もある。昨今、全国で食料品等の移動販売を展開する事業者が増えている。宇検村においても、同村内で別の仕事を行っていた方が、移動販売のサービスを立ち上げ、運営している。横手市では、大型のスーパーが送迎バスを運行し、さらには高齢者等の生活の困りごとを聞きながら、その解決支援を、事業活動の一環として実施している。ここで行われている活動は、生活支援コーディネーターや協議体のそれと変わらない。

以上のように、地域には生活を支える様々な活動があることがわかる。これらの活動は、必ずしも高齢福祉行政の一環で実施されているものだけではない。行政の他分野が関わっているものもあれば、行政が全く関わっていないようなものもある。生活支援の在り方を考えるにあたっては、すべての活動を高齢福祉行政の中に閉じて考えるのではなく、広く地域全体を見渡し、そこでどのような活動が行われているかを俯瞰的に見ることを第一歩目としたい。多くの自治体担当者は、こうした地域の活動をある程度把握していることだろう。しかし、実際にこうした活動を行う人から直接話を聞き、どのような思いや経緯でその取組

を始め、また現在どのような課題感を持っているか聞き取っているケースは多くはないのではないかと。改めて、高齢福祉行政が直接関わることを除く取組として、どのようなことが地域の中で行われているかを確認してみたい。

また、自治体においては、市町村合併で規模が拡大したことにより、各地域の状況が見えにくくなり、地域の活動を把握することを諦めてしまう自治体も少なくないのではないかと。このような自治体においては、地域の活動を把握するための仕組みを工夫することについても一考いただきたい。例えば、島根県雲南市では、校区毎に設置されている地域支援組織（住民主体の組織）が地域の課題や諸活動を把握しており、それらの地域支援組織が参加する会議体の中で、自治体は地域の活動の把握に努めている。範囲の広い自治体においても、知ることを諦めるのではなく、地域で活動する中核的な個人・団体とつながる等の工夫を行いながら、地域の活動を知る試みが続けるといことが重要ではないかと。

以下に、弊社が調査を通じ把握した宇検村と横手市におけるまちづくりにつながる取組を記載する。

- 宇検村の事例

- ① 村による活動

- 村内の周遊観光の促進のため、グリーンスローモビリティを導入している。観光客や高齢者の移動手段として、行政施設や観光施設等、村内の中心部 11 カ所を運行している。

図表 3-3 宇検村のグリーンスローモビリティ



(出所) 広報うけん vol.347 (2021 年 11 月) (https://www.uken.net/kouhoutoukei/muranogaiyo/koho/uken/documents/2021_11kouhouweb.pdf)

- 地域共生の村づくりプロジェクトの一環として、買い物ツアーを試行した。民生委員が、村内で買い物できる場所が限られる中で、特に交通手段を持たない高齢者等が買い物に関する課題を抱えていることを把握し、近隣の自治体の買い物施設までバスを運行するツアーを企画・実施した。

- 村内に世代を超えてつながる交流の場を設置した。週に数回程度、高齢者を中心に集まり、健康マージャンやカラオケ等を行っている。地域の小学生も訪れることがあり、地域の高齢者の見守りや外出機会、多世代交流の機会の創出につながっている。

図表 3-4 地域の交流拠点（宇検村）



(出所) 宇検村の地域共生社会推進の取組 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000945273.pdf>)

② 集落単位での活動

- 前述の通り、宇検村は集落の独立性が高く、地域の活動の大半は集落単位で行われている。
- 集落には、青年会、婦人会、老人クラブなどの地縁組織が置かれ、ほぼ 100%の加入率である。集落の行事があると、上記の各会経由で動員される。(一つの世帯に対し、いくつかの経路から動員がかかる。)
- 集落ごとに民生委員が置かれている。集落ごとに民生委員の活動内容は異なるが、基本的に民生委員の役割は大きく、本調査でヒアリングした集落の場合、民生委員の活動として移動手段のない高齢者の通院支援まで期待されている例もある。
- 上記のほか、ご近所・友人同士で行っている集落内のボランティア活動もあり、ゴミ拾い、花植え、見守り、配食などが行われている。

③ 学校区単位での活動

- 2010～2011 年ごろから、阿室小中学校と名柄小中学校で「親子山村留学事業」を実施している。学校から児童がいなくなり、休校になる可能性があったため、学校の存続と人口の増加による地域の活性化を目的に開始した事業である。住民主体の組織により運営されている。学校区が複数の集落にまたがるため、宇検村では比

較的珍しい複数集落が協働で実施している施策である。

- 地域おこし協力隊が地域の子どもと高齢者の交流の場づくりを行っており、現在は4つある校区ごとに実施している。山村留学が多い地域では、留学してきた親子と関わるきっかけがないという声や、「鍵っ子”で、家でゲームばかりしているという声のもとになりスタートした地域もある。通所 C のサービスの卒業生が運営を支援している地域もある。

④ その他

- 社会福祉協議会では、近隣福祉ネットワークの見守り事業を実施している（村からの委託事業）。地縁・血縁の関係が強い地域であるため、元々はその関係の中で見守り機能が果たされてきたが、孤独死が発生したのを機に、組織的に見落としがないようにするために始めた事業である。各集落の区長や民生委員、見守りボランティアグループが地域の状況を把握している。見守りへの参加者は、区長が中心となって各集落の意向に沿って決められている。見守り対象者も、基本的に地域の意向に沿って決められる。年に1度、警察や消防、防災担当等と集まる会議を開き、その中で集落外からの参加者から見守りが必要であろう人の情報が共有され、それを踏まえて見守り対象者を決める。介護保険に係っている人、閉じこもりがちの高齢者、障害者、引きこもりの方が対象となる。独居の高齢者は全て見守りの対象とする集落もある。介護保険が地域に浸透したときに集落の活動が難しくなった時期がある。行政が入ることによって地域のつながり弱くなってしまいうこともあり、現在は介護サービスを受けている人も、地域のつながりを維持するために見守りのネットワークに入れるようにしている。
- スーパーの移動販売車が、週2回、商店や共同売店がない地域を中心に各地区をまわっている。元々、村民であった移動販売のドライバーが、宇検村の買い物の課題を解決したい思いから関係者と調整を図り、移動販売を開始した。

● 横手市の事例

① 市による活動

- 総合計画のほか、市が公表している各種の事業の説明等を見ると、市が実施している事業の数が多く、生活支援と隣接する、あるいは親和性の高い事業も少なくない。例えば、デマンド交通や循環バスなどを運営する市の交通施策や、健康をテーマとした交流拠点である「健康の駅」などがある。
- 多くの自治体と同様に部署間の縦割りにより、各部署が単独かつ当該部署の視点のみで事業運営していることが多い。一方、近年高齢福祉担当では部署横断的な取組を模索しており、例えば高齢福祉担当課とスポーツ担当課が共同で介護予防の事業を検討し始めるなど、組織横断的な取組も少しずつ行われている。
- 各地域に設置されていた公民館を、社会教育法の適用を受けない「地区交流センタ

一」に変更することで、生涯学習事業のほか身近な地域の課題解決など、総合的な地域づくりを担う拠点として再整備している。同センターには、センター長として市の会計年度職員を、各種の事業等を検討する機関として地域の住民からなる運営協議会を置いている。運営協議会の部会の中には、当該地域の「協議体」とほぼ同じメンバーによって構成されているものもあり、またそこで議論されている内容も共通性が高い。

② 地域の共助団体の活動

- 2012年に秋田県南 NPO センター（NPO 中間支援組織）が中心となり、4つの共助組織を立ち上げた。共助組織では、除雪や屋根の雪下ろし、通院や買い物支援、一人暮らしの高齢者の見守りなどを行っている。
- 共助組織のひとつである狙半内共助運営体は、市内中心部から最も遠い地域の共助組織である。同組織では、路線バスの維持が難しくなる中で、ミニバンによる自家用有償旅客運送を行っている。予約の負担のない定期運航を基本としつつ、最も遠い集落にはデマンド型でサービスを提供するなど、地域の実態に即したサービスを提供している。この移動支援サービスのおかげで、生活の利便性が高まり、集落を離れた高齢者が戻ってきた事例もある。

図表 3-5 狙半内地区のデマンド交通



(出所) 横手市ホームページ (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001144/1001292/1003817.html>)

③ 民間企業の活動

- 株式会社マルシメは、食料品、衣料品、生活雑貨、書籍に加え、旅行代理店や飲食業も包摂した総合スーパー「スーパーモールラッキー」を運営する企業である。同社は、買い物物送迎バスを運行しており、自分で車を運転できない高齢者を中心に、14路線、年間利用者数約15,000人が利用する。送迎サービスエリアの拡大を求める声もあるが、リソースの制約などから拡大は難しい状況。
- 同店は、高齢の顧客から除雪、除草、害虫駆除など身の回りの困りごと相談を受けることが多く、2016年に「お客様サポート事業」を立ち上げた。相談に対しては、

自社サービスを立ち上げ提供するほか、地域の協力業者につなぐなどして、基本的にどのようなニーズに対しても答えるようにしている。

図表 3-6 交通総合スーパー「スーパーモールラッキー」

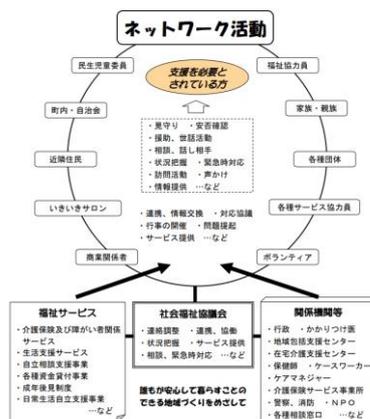


(出所) 同社ホームページ (<http://sm-lucky.com/>)

④ その他

- 社会福祉協議会が実施する小ネットワーク会議では、支援を必要とする高齢者の情報を、民生委員、市内・自治会、近隣住民のほか、行政、警察などが共有し見守りを行っている。

図表 3-7 横手市社会福祉協議会 小ネットワーク事業の概要



(出所) 横手市社会福祉協議会ホームページ (https://www.yokote-shakyo.jp/images/fukushi_pdf/network_image.pdf)

なお、今回調査した宇検村と横手市はなかったが、他省庁が実施する地域づくり事業を紹介する。主な目的はそれぞれ異なるが、いずれも人口減少等の影響を受ける地域を支える仕組みであり、生活支援体制整備と同じようなスキームで事業を展開していることが多い。ぜひ、自地域においてこうした活動が行われていないか、またもし行われているのであれば、それらがどのような内容で実施されているかを知ることから始めていただきたい。

図表 3-8 他省庁が実施する地域づくり事業（例）

事業名	所管省庁	概要
農村型地域運営組織 （農村 RMO）	農林水産省	複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。
地域おこし協力隊	総務省	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。 隊員は、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域運営組織	総務省	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある。
集落支援員	総務省	地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。
小さな拠点	内閣府/ 国土交通省	小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々なサービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域采井の仕組みを作ろうとする取組。

3. 生活支援における行政としてのありようと、それを踏まえた SC の役割を考える

人口減少において、地域の資源が限られると思われる中山間地域においても、住民、集落、小学校区単位の活動や民間企業の活動等、様々な生活支援に関わる取組が行われていることが確認された。地域の中には、単なる地域資源であることにとどまらず、地域課題を把握する等の SC に期待されている機能を備えている活動も存在する。このような状況を考慮せずに、地域づくりを推進しても、地域の関わる主体が限られている中においては、機能の重複によって有効に機能しないばかりか、所属・活動する人も重複する中で、地域の諸主体や SC の負担が増大する懸念もある。

こうした状況においては、自治体の高齢福祉担当は自分たちだけで地域づくりを進めるのではなく、地域におけるまちづくりの活動を広く把握した上で、地域の諸主体との関係性の取り方も含めて、自治体の役割や SC の活動を構想していくことが望ましいのではないか。例えば、横手市においては、社会福祉協議会が設置する第 2 層の協議体と生涯学習担当の設置する地区交流センターが共に校区単位での地域課題の把握及び解決の機能を担っている反面、参画している住民は従来の協議体と大部分が重なっていることに気づき、関係者の意見聴取を行いながら望ましいあり方を模索している。行政の施策や地域の活動・状況も、年々変化する。そうした中で、自治体においては地域の活動を知る努力を続けると共に、状況の変化に応じて、既存の体制や役割を柔軟に見直すことが重要と考えられる。

また、人口減少が進む中で、自治体においても地域組織への権限移譲を進め、「地域の課題を地域で解決する」方針へ移行する自治体も少なくない。他方で、こうした地域組織においても人や資源が限られる中で運営されていることを踏まえ、その活動の実態を捉えた上で、ヒト・モノ・カネ・情報等に関する支援をしながら、地域の活動の充実・持続化を図ることも重要と考えられる。

地域において様々なまちづくりの諸主体の活動が行われている中

は、自治体や SC がそのそれぞれの活動を把握するハブとなり、地域の諸主体だけでは解決できない課題を把握した上で対応策を検討する立場を取ることも有効である。

例えば、宇検村においては、住民の生活実態が集落単位の地縁団体や近所づきあい等によって支えられており、また、行政が主体で地域づくりを行うことでかえって地域の住民活動を阻害する可能性があるという理解の基で、従来から地域の中で活動してきた諸主体（民生委員、社会福祉協議会、地域おこし協力隊、看護士等）を「地域共生コーディネーター」として任命し、地域に存在する多様な主体に SC のような機能を担わせることで、地域の産業振興や移住支援、住民同士の自主的な活動や近所づきあい等の様々な活動を高齢福祉の活動と関連付けながら地域づくりを進めている。また、宇検村の地域包括ケア担当職員も SC のような機能を果たしており、民生委員の会議に参加する、地域共生コーディネーターと日常的に雑談する等のコミュニケーションの機会を持ちながら、それぞれの立場では解決できない課題の把握を行っている。地域の諸主体が解決できない課題の具体例として、買い物支援があげられる。宇検村においては、集落の住民が株主となって共同で経営・運営している

共同売店が存在し、特に移動手段のない地域の高齢者の買い物を支えている。他方で、地域の住民同士の普段の付き合い・人間関係がある中で、売店の品揃え等の要望があったとしても声を上げにくい状況があった。こうした状況に対して、自治体職員や地域共生コーディネーターと連携して、車で1時間程度のスーパーに普段買い物できないものを買に行く「お買い物ツアー」を試行する等の取組を行い、解決に向けた糸口を模索している。このように、地域の住民だけではアプローチが難しい課題に対して、自治体職員が諸主体の間に入りながら、解決策や折り合いの付け方を整理していくことが中山間地域における1つの自治体・SCの役割と言えるのではないか。

以下に、宇検村のような比較的小規模な自治体、横手市のように広域で地域の活動が見えにくい自治体において、それぞれ地域の諸主体の活動だけではアプローチできない課題群とそれに対する行政やSCの取りうる支援のあり方の整理を試みている。地域それぞれの背景や状況が異なる中で、中山間地域におけるケースを網羅して体系立てることは困難であるが、自治体においては本研究を参考に、地域の状況の変化や諸主体との関係性を捉えた上で、効率的・効果的に地域づくりを推進されることを期待したい。

図表 3-9 地域の諸主体の活動だけではアプローチの難しい課題（例）

自治体規模	地域の活動だけでは解決が難しい問題・状況	自治体及びSCのアプローチ（例）
小規模自治体 （行政とSCが一体的に活動）	住民個人の生活に入り込みすぎていて、住民同士の立場では介入しにくい問題 （例）引きこもり、ゴミ屋敷、アルコール中毒等	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員や看護師が通い、時間をかけて当事者との関係を作りながら、解決に持ち込む。（ゴミの片付け等の実行段階では、地域住民の協力を得る）
	地域内の関係性・しがらみがある問題 （例）共同売店との利益相反が生じる中での買い物支援への対応	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員が、住民ニーズを取りまとめながら企画を後押しする。 外部のファシリテーターを入れ、地域でのあり方を考える機会を創出する。
周辺に中山間地域が存在する自治体	地域の団体が対応できる範囲を超える問題 （例）草刈りや雪下ろし等のボランティア組織が、移動支援の要望を受けた場合 等	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体に解決が難しいニーズの聞き取り、それ等に対応可能な他の主体とマッチングする（※自治体・SCともに担いうる）
	地域内の他の主体の事業活動とバッティングし得る問題 （例）住民による移動支援が、地域の交通事業者のニーズを代替してしまう 等	<ul style="list-style-type: none"> 所管する行政分野における調整を図る（※主に自治体が支援）
	施策間で内容や構成員が重複していて事業間の調整が必要な問題 （例）福祉領域の協議体、まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 役割の重複の解消に向けて、制度や組織を見直す（※主に行政が支援）

自治体規模	地域の活動だけでは解決が難しい問題・状況	自治体及び SC のアプローチ (例)
	<p>領域での協議体等が乱立して、それぞれの役割の整理ができていない状態等</p>	
<p>周辺に中山間地域が存在する自治体</p>	<p>関係者間で対応状況への認識・評価が異なっている問題 (例) 高齢者の生活の実態把握後の支援(見守りで状況把握できているだけで、生活の課題の解決には至っていない等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解決状況の追跡調査をする その後のニーズに対応可能な他の主体とのマッチング(※主に SC が支援)
	<p>問題に対して地域間で活動状況に差異が生じている場合 (例) 一方の地域では、住民主体の移動支援ができていますが、他の地域ではニーズがあっても実施できていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施できている地域のノウハウを展開する。(※主に行政が実施) 地域ニーズを把握し、他の団体等への協力を依頼する(※主に SC が実施) 地域のニーズを、自治体の所管部署へ伝達し、働きかける。(※主に行政が実施) 地域格差があることを踏まえて、行政内の事業設計を見直す。(※主に行政が実施)
	<p>費用の確保が難しい問題 (例) ・そもそも充当できる予算がない ・補助制度はあるが、住民団体側がそれを認識していない ・既存の補助制度の要綱に合わないために補助を活用できない等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政の他分野とも協力し、財源を確保する(※主に行政が実施) ニーズを把握し、行政の制度を周知する(※自治体・SC ともに担いうる) 住民団体のニーズに合わせて、制度や要綱を見直す(※主に行政が実施)
	<p>住民団体や地縁組織がこれまで活動を担ってきたが、高齢化により担いきれなくなった問題 (例) 町内会の草刈り、農地の圃場の維持管理 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニーズの把握と、対応可能な主体とのマッチング(※主に SC が支援) いくつかの集落単位・校区単位でニーズをまとめて、対応可能なネットワークを作る。(※自治体・SC ともに担いうる)
	<p>互助活動などからこぼれ落ちている人のニーズの把握と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニーズの把握と、対応可能な主体とのマッチング(※主に SC が支援)

第4章 検討会の実施

1. 実施体制

本業務では、学識経験者と自治体職員、地域づくりの実践者から構成される検討委員会を設置・開催した。検討委員会の委員を以下に示す。

図表 4-1 検討会委員一覧

	氏名 (※敬称略)	所属・役職名
委員長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科 教授
	板持 周治	島根県雲南市政策企画部 部長
委員	長野 敏宏	御荘診療所 所長/NPO ハート in ハートなんぐん市場 理事
	高橋 由和	NPO きらりよしじまネットワーク 事務局長
オブザーバー		厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

2. 検討会の実施

全3回に分け、検討委員会を開催した。なお、第1回検討会に関しては、委員の日程調整の都合上、各委員への個別ヒアリングに代えて実施した。開催概要を以下に示す。

図表 4-2 検討会開催概要

	日時・場所	主な検討内容
第1回 (※持ち回り 開催)	2023年10月30日(月)～11月10日 (金) オンライン開催	・研究事業の設計 ・フィールド自治体 ・調査項目
第2回	2024年1月23日(火) 13:30～15:30 オンライン開催	・フィールド調査の進捗報告 ・とりまとめの方向性
第3回	2024年3月4日(火) 13:00～15:00 オンライン開催	・フィールド調査結果 ・とりまとめの方向性

第2部 資料編

1. 鹿児島県宇検村

(1) 文献調査

- 第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略

宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「宇検村総合戦略」）は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を基に、奄美大島5市町村で策定した「奄美大島人口ビジョン」を踏まえ、基本的な考え方や基本目標、具体的な事業をまとめ、宇検村における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すもの。計画期間令和2年度から令和6年度。

【基本目標】

国の基本目標①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、に対応する形で設定。

図表 1-1 「第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標

基本目標① 「“うけん”に定住できる しごとづくり」	本村の将来人口目標を達成するためには、安定した地元雇用が不可欠となります。農林業・水産業・観光業・商工業などの地元産業の底上げ、観光立村推進による関連事業での新規雇用創出を図ります。
基本目標② 「人を呼び込む“うけん” づくり」	新しい人の流れをつくるためには、観光面の強化や移住・定住の定着化を図る必要があります。島内広域連携による取組の他、自然や文化など村独自の特色を活かした事業を実施することにより、定住・交流人口の増加を図ります。
基本目標③ 「“うけん”の次世代を担 うひとづくり	本村の次代を担う若い世代の増加は、村に活気を与え、更なる飛躍と発展の原動力となります。結婚・出産・子育ての切れ目ない支援により、子どもを生き育てる環境の充実を図ります。
基本目標④ 「結いのこころでつながる “うけん”づくり	本村内には14の集落が点在し、少子高齢化が進んでおり、各集落の存続が困難になってきています。住宅や集落の拠点等整備や機能集約を図り、各世代が住み慣れた地域で安心して暮らせるような生活環境の創出・再構築を図ります。

基本目標①「うけん」に定住できるしごとづくり			
事業	担当課	備考	地域づくりとの関連 (No)
◆観光立村推進プロジェクト			
①公共交通ネットワーク再構築事業	企画観光課	地域の公共交通ネットワークの再構築、コミュニティバスやデマンド交通による移動手段の維持と確保、効率化の検証等を行う。	★
②グリーンスローモビリティ事業	企画観光課	移動支援。村内を巡回するグリーンスローモビリティを導入。観光客の交通利便性を図ると同時に高齢者の移動手段としても活用し積極的な外出やコミュニケーションの活性化も促進	★ (1)
③宇検村観光拠点施設事業	企画観光課	村民と来訪者の交流の場としての機能を兼ね備えた施設を設立し、より多くの観光客の呼び込みや、行動範囲の拡大を図る。	★ (2)
④新規観光業起業者支援事業	企画観光課		
◆(株)宇検村元気の出る公社多機能化プロジェクト			
①宇検村農業活性化事業	産業振興課		
②海岸漂着物等地域対策事業	住民税務課(環境衛生係)		
③村内道路環境整備事業	建設課		
◆地域産業振興プロジェクト			
①学童保育施設設置事業	産業振興課、保健福祉課	参加支援、多世代交流。児童が放課後を安心安全に過ごすことができ、異年齢との交流による多様な体験活動を行うことができる総合的な放課後対策。また地域(集落)の指導員を学童保育の指導員に雇用することで、村内での雇用創出を図る。	☆
②プレミアム付商品券事業	産業振興課		

基本目標②人を呼び込む「うけん」づくり			
事業	担当課	備考	地域づくりとの関連
◆「うけん」観光振興プロジェクト			
①村内伝統行事観光イベント化事業	企画観光課		
②宇検村観光ガイド育成事業	企画観光課		
③観光施設等整備事業 ・峰田山公園・湯湾岳展望台公園・屋鈍—西古見線	企画観光課		
④リュウキュウアコを活用した観光地域づくり団体育成事業(広域連携)	企画観光課		
⑤無料Wi-Fiの設置	企画観光課		
⑥里歩きマップパンフレット・マップ看板設置事業	企画観光課		
⑦合宿増加推進事業	企画観光課		
⑧宮城県七ヶ宿町との交流事業	企画観光課		
⑨奄美大島満喫ツアー助成事業	企画観光課		
⑩あまみシマ博覧会体験プログラム登録推進事業	企画観光課		
⑪宇検村観光拠点施設事業(再掲)	企画観光課		
◆移住・定住推進プロジェクト			
①宇検村未来の担い手育成事業			
②地域おこし協力隊の活用		地域おこしに意欲のある都市部の人材を呼び込み定住・定着を図ることで各集落の維持・強化につなげる	★ (3)
③親子山村留学事業の拡充	教育委員会		
④宇検村移住・交流推進事業	企画観光課		
⑤個人事業者等移住支援事業	企画観光課		

基本目標③“うけん”の次世代を担うひとづくり

事業	担当課	備考	福祉分野との関連
◆子育て支援プロジェクト			
①入学祝い金等の助成拡充	保健福祉課児童福祉係		
②島内高校通学者へのバス定期券補助の継続	住民税務課高校生通学バス係		
③学童保育施設設置事業（再掲）	保健福祉課児童福祉係		
◆結婚・出産促進プロジェクト			
①地域不妊治療支援事業	保健福祉課児童福祉係		
②宇検村移住・交流推進事業（再掲）	企画観光課		
③学童保育施設設置事業（再掲）	産業振興課、保健福祉課		

基本目標④結いのところでつながる“うけん”づくり

事業	担当課	備考	福祉分野との関連
◆“結いのむらづくり”プロジェクト			
①地域力強化推進事業	保健福祉課	各集落での日常的な支え愛活動等を可視化。住民自身が振り返る機会の設定により、住民同士が身近な地域課題を解決する基盤を醸成。また地域課題解決のための体制も検討する（行政や社会福祉法人、その他村内機関）。	☆
②多機関の共働による包括的支援体制構築事業	保健福祉課	村内の保健・医療・福祉を担う事業所のネットワークを強化し『断らない相談支援』を実現するための体制を構築。ツールとしてICT等の技術を活用し、少人数かつ効率の良い体制を整備。また、専門機関へつなぐ仕組みを強化する。	☆
③“わん”チームプロジェクト事業			
◆生活環境向上プロジェクト			
①食の自立支援事業	保健福祉課	村内で生産される農産物を利用して、栄養管理等を行う。各集落に在住している要介護・要支援高齢者を対象とした「宅食」事業を行うとともに、地域の「見守り」機能の役割を担う。	☆
②廃屋撤去事業	企画観光課		
③ノラ猫のTNR活動実施（広域連携）	住民税務課（環境衛生係）		
④グリーンスローモビリティ事業（再掲）	企画観光課	交通弱者でも村内を巡回できるような交通機関としてグリーンスローモビリティを運用することで、高齢者の積極的な外出やコミュニケーションを促す。	★（再）

● 福祉以外のまちづくり活動

(ア) グリーンスローモビリティ事業

宇検村による電動車を活用した移動支援の取り組み。村内の観光拠点を巡回し観光客の交通利便性を図ると同時に、高齢者の移手段としても活用されている。

図表 1-3 宇検村観光拠点施設事業「ケンムンの館」の参考資料²



(ウ)おばあ・おじいの「人生が輝く」職場づくりプロジェクト

宇検村の地域おこし協力隊である栄氏が立ち上げた、ふるさと納税を活用したプロジェクト。高齢者の生きがいや楽しみ・居場所になることを目指している。

² 宇検村役場「広報うけん」広報うけん 2022年5月号
(https://www.uken.net/documents/2022_05kouhou.pdf)

(エ) 地域共生の村づくりプロジェクト「秘密のウケンミンSHOW」

宇検村保健福祉課が村づくりの一環として行う、YouTubeでのライブ動画の配信企画。動画では村民が方言を交えながら暮らしの実態を紹介する。

図表 1-4 地域共生の村づくりプロジェクト「秘密のウケンミンSHOW」の参考資料³

担当課：保健福祉課

財源：重層的支援体制整備事業への移行準備事業（地域力強化事業）

協力：(株) studio-L

・YouTubeチャンネル「秘密のウケンミンSHOW」

住んでいる興味ある「ぜひ参加して」

宇検村保健福祉課は村づくりの一環として「秘密のウケンミンSHOW」をウェブメディアで始め、この運動企画として14日に初めてYouTubeでライブ動画を配信した。配信場所は同村地域福祉センターやけうちの里。

同村では、地域共生の村づくりを進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大により村民同士のコミュニケーションが制限される事態に。直接集まることなく村民とコミュニケーションがとれるものを何かやろうと考え、宇検村役場の有志で情報発信チームをつくり、さまざまなところで地域づくり支援を行っている(株)studio-Lの協力を得て、LINEアカウントを用いた問番箱を企画。20年12月から村民と暮らしについて考える問番箱を開始し、村の生活にまつわることを、アンケートの調査結果をもとに作成、発信している。口コミが広がり、現在フォロワーは10代から60代まで150人。9割以上が現村民で、その倍は出郷者だという。

この日は午後1時から4時間のライブ動画配信を行った。番組は「宇検村って実はこんなところ！移動編」で飾ってきた！サンデーだらだらライブ中継！「魚、釣れますか？」で聞いてみよう！社会福祉協議会ってどんなところ？宇検村って実はこんなところ！楽しみ編ーなど。

「宇検村って実はこんなところ！移動編」では、1日の移動時間が1時間以上の方が7割以上。運転中は一人カラオケをしている人が多く、移動中であるあるでは「すれ違ふのは基本知り合いばかりなので手を振る」「車種とナンバーで誰がどこにいたかわかる」「いろんな動物たちと出会えて楽しい」などの声。困りごととしては、「スピード超過や路上駐車などの交通マナー」「車に頼って歩かないので健康的に不安」「具合が悪くても自分で運転しないといけない」などが挙げられた。

この日の動画視聴者数は最大80人、再生回数益々798回となり、「第2回の動画配信楽しみにしています」との感想が寄せられた。

同課ではフォロワー数を増やすとともに、今後はスマートフォンを使えない人に向けて別の方法で発信することも検討している。

「秘密のウケンミンSHOW」への参加は公式LINEアカウント@ukenmin-showまたはQRコードを読み込む。同課は「宇検村に住んでいる、宇検村に興味ある人はぜひ参加を！」と呼び掛けている。



(オ) 地域共生の村づくりプロジェクト 「くりしいちゃん座談会」

宇検村が「地域共生の村づくりプロジェクト」の一環として開催する村民同士の座談会。参加者たちは様々な話題を自由に本音で話し合う時間を過ごす。

³ 奄美新聞社「秘密のウケンミンSHOW」初のライブ動画配信」（2021年2月15日）：[「秘密のウケンミンSHOW」初のライブ動画配信 - 奄美新聞 \(amamishimbun.co.jp\)](https://www.amamishimbun.co.jp/)

図表 1-5 地域共生の村づくりプロジェクト「くりしいっちゃん座談会」の参考資料¹⁴

世代、集落を超えて

宇検村は16日、村保健福祉課が2020年度から推進する「地域共生の村づくりプロジェクト」の一環である「第1回くりしいっちゃん座談会」を開催した。場所は、生涯学習センター「元気の出る館」。世代、集落を超えた村民同士の話し合いの場に、同村職員を含む約40人が参加。ドリンクコーナーも設けられ、企画で用意されたお菓子を口にしながら会は進行。参加者たちは「くりしいっちゃん（これでいいのだ）」と様々な話題を自由に話し合う時間を過ごした。

全国でデザインによる地域づくりを招く（株）studio-L（山崎亮代表、大阪市）の企画・運営による同会は、20年に開催予定も、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し延期。その間、YouTubeチャンネル「ウケンミSHOW」を開設、オンラインによる村民同士の交流企画を実施するなどを経て、今回実施された。

会開催に当たり、進行を務めた同社のプロジェクトマネージャー洪華奈さんは、2年掛けて同村在住の73人に対し直接ヒアリングを実施し集計したところ「思っても本当のことは言えない」といった声が多かったと報告。その後、オンラインによる山崎代表のコミュニティ・デザインの概念の説明を実施。そして、用意されたお菓子を元に意見の違いを楽しむゲーム方式の対話や、テーマカードを用いたルールに基づく参加者たちによる「本音」の座談会が行われた。

参加した奥島集落の奥元彦さん（40）は「集落の先輩と、昔は3000人いた村の人口が約半分となった今でも、各行事がうまくいっていることをテーマに楽しく話し合えた。次回はもっと多くの若い世代も参加してくれたら」と話した。

同座談会は、全3回を予定しており、第2回目以降は4校区（田検・久志・名柄・阿塞）に分かれて開催。第2回はマ5月28日・久志校区（岡小中学校）、名柄校区（岡小中学校）マ5月29日・田検校区（元気の出る館）、阿塞校区（岡小中学校）。第3回はマ6月11日・久志校区（岡）、名柄校区（岡）マ6月12日・田検校区（岡）、阿塞校区（岡）となっている。

問い合わせは、宇検村保健福祉課電話0997-67-2212またはメールuken.kyousei@gmail.comまで。



（カ）村社会福祉協議会への村保健福祉課職員の派遣

宇検村と村社会福祉協議会が「地域共生社会の実現に向けた包括的地域連携に関する協定」を締結し、村保健福祉課職員1人を村社協に派遣したものの。

¹⁴ 奄美新聞社「宇検村「くりしいっちゃん座談会」」（2022年4月16日）：
<https://amamishimbun.co.jp/2022/04/16/37343/>

図表 2-6 ⑥ 村社会福祉協議会への村保健福祉課職員派遣の参考資料⁵



(キ) 郵便局による地域の見守り活動への協力

宇検村は「包括的連携協定」を日本郵便と結んでいる。協定内容は配達時に気付いた高齢者の異変を役場に報告する、災害時の緊急車両の提供、被災者へのはがきの寄付、地域活性化や地方創生の取組等。

⁵ 奄美新聞社「宇検村一村社協が協定」本社通信（2020年9月9日）(<https://amamishimbun.co.jp/2020/09/09/27100/>)

図表 2-7 郵便局による地域の見守り活動への協力の参考資料⁶



(2) ヒアリング調査結果

① 地域共生コーディネーター（地域おこし協力隊及び言語聴覚士を兼任）

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、取組実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> 以前は島外の病院で言語聴覚士として勤務。宇検村で中学まで育つ。村の子ども達に、いろいろな選択肢を知ったうえで将来を選択してほしいという思いと、地元で地域活動したいとの思いがあり、地域おこし協力隊として着任した。 地域の子どもの支援に関心があり活動を始めたが、自分が育ってきた環境に比べ、村での住民同士の交流が希薄化していることに課題感を持ち、まずは住民同士のコミュニティのつながりを作るところから地域活動を始めた。活動を進める中で、新たな課題感を持ち次の活動に繋げている。
活動内容(対象者、実施内容 等)	<ul style="list-style-type: none"> 親族の住んでいた家や地域の空き店舗等を活用して、湯湾、芦検集落での地域住民の居場所づくりを始めた。週3日程度場所を開放している。地域の子どもや高齢者がカラオケや宿題をしに集まり、多世代交流の場になっている。 子どもや地元住民との繋がりのきっかけ作りのために、多世代交流を目的とした“こども食堂”を村内4カ所で実施。青年団や地域住民、介護予防の通いの場に協力を得て3カ月に1度程度開催していた →青年団主導では負担も大きいため、地区ごとではなく校区ごとの取組として実施を継続する予定。 コロナで外に出る機会が減った、「本当は畑仕事がしたい」という声を受けて、耕作放棄地の畑を借りて、高齢者と協働しながらヨモギの栽培を始めた。栽培した作物が食べきれないので、販売につなげようとしている。 活動を見て、地域活動への協力者が増えたり、地域の子どもの名前が分かるようになった、子どもが挨拶してくれるようになった等、希薄化し

⁶ 奄美新聞社「宇検村、郵便局と連携協定」本社通信（2021年6月7日）：
(<https://amamishimbun.co.jp/2021/06/07/31848/>)

ヒアリング項目	結果概要
	た交流を取り戻しつつある地域もある。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> • 地域おこし協力隊の活動や青年会等に入って活動する中で、地域のどの人に声を掛ければよいかわかるようになってきた。 • 他部署から、現状の動きが認識されつつあり、一緒にできないかなど相談がくるようになった。 • (例) 産業振興課：耕作放棄地の貸与、乾燥機導入補助金など農福連携の取り組み、企画観光課：地域おこし協力隊主管課、農福連携に関連したふるさと納税での資金集め
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> • 校区を越え宇検村の同級生として、子ども同士が交流できる機会を作りたいと考えている。オンラインで校区間の交流をするなど、繋がりができるとよい。 • 任期後、地域おこし協力隊として行っている活動を、今後どのように継続していくかは検討中。

② 地域共生コーディネーター（社協・福祉活動員及び民生委員を兼任）

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、取組実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> • 村外からUターンして地域に戻ってきた。集落内の婦人会、青年団、老人会や民生委員としての地域の住民と関わりの中で、地域の困りごとや気にかかる人を把握し、見守りの活動へつなげている。 • 元々、集落内には20～60世帯弱程度、親戚同士が多い地域もあり、それぞれ地域住民同士の家族構成や暮らし方等もわかる状況。
活動内容(対象者、実施内容等)	<ul style="list-style-type: none"> • 集落の婦人会等の仲間と「仲良しグループ」を作り、花の植え替えや除草作業、海辺の清掃、食事会や高齢者への配食などの地域で活動を継続している。地域に気にかかる人がいる場合は、住民同士で声を掛け合いながら訪問の機会を設けるなど、見守りの活動を実施。 • 地域内の売店で購入できない買い物が課題になっている。前任の民生委員等も、地域の住民から「買い物に連れて行ってほしい」等のニーズがあり、ボランティアで連れていくこともあった。空いた時間で対応するようにしている。 • 平移動手段のない高齢者を対象に行政の車を借りて地域住民のお買い物ツアーを実施した。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> • 集落には、婦人会や老人会等の地縁組織が活動を続けている。こうした地縁組織で活動している住民同士が声を掛け合って、協力しながら活動を続けている。 • 結婚や山村留学等で村に移住した若い世代にも婦人会等にも顔を出すように声を掛けることで、地域の活動にも参加してくれるようになった。 • 地域共生コーディネーターでもあるため、お買い物ツアー等で行政と連携している。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員の連絡会議の中では、高齢化により地域の活動や健康体操等に参加する高齢者が減って「さみしい」等の声もある。

ヒアリング項目	結果概要
	<ul style="list-style-type: none"> 他方、行政のポイント事業等に参加していない地域住民同士の仲良しクラブのような活動もある。こうした地域資源に目を向けることが重要。

③ 地域共生コーディネーター（村保健福祉課看護師を兼任）

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、取組実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> 宇検村出身で、東京で10年看護師として勤めた後、Uターンで戻ってきた。 自分より上の世代が高齢化していく姿を見て、地域のために何かをしなければと思うようになり、石良集落で高齢者の買い物支援等に関わるようになった。 上記の経緯から、個人で見守りや買い物支援をしていたところ、村保健福祉課から声がかかり、村職員兼看護師として活動している。自由に集落に出向き住民と会話している。その中で、支援が必要な人や困りごと、住民がやりたいことを把握している。 閉じこもっている、ゴミ屋敷になっている、地域で孤立している、体調が悪い独居高齢者等、問題は人それぞれ。地域の中で孤立する人が出ないようにしている。
活動内容(対象者、実施内容 等)	<ul style="list-style-type: none"> 集落へ出向き、住民と会話する中で気になる住民を把握し、個別に何度も訪問してアプローチしている。支援を必要としない場合も、孤立しないよう定期的に訪問し繋がりを維持している。 訪問を重ねる中で、住民も心を開いてくれ、問題解決につながることもある。閉じこもり、ゴミ屋敷になっている方に関しては、通う中で地域の住民とごみを一緒に片付けたり、本人も飲酒問題があった中で病院やデイサービスに通うようになる等、生活が改善している。 民生委員等の見守り把握ではタイムラグがあるが、訪問してアウトリーチすることで問題に早く気づき、対応することができる。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や社協の福祉活動員と連携し、情報交換、見守りを行っている。集落の売店や移動販売の事業者から情報を得たり、村の診療所から情報提供を受け、対応することもある。 アウトリーチ業務を続ける中で、課内のケアマネや他看護師から住民の訪問依頼を受ける等やり取りが増えた。 集落内で問題視される住民への訪問を継続する中、近隣住民から協力を得られたり、他の気になる住民について自然と関係者と情報共有ができるようになった。 他課からも活動が認知されつつあり、村営住宅の問題を抱えた住民の関連で建設課、連絡のつかない税金滞納者の関連で住民税務課と協力して対応することがある。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> 企画観光等の施策でグリーンスローモビリティを運行しているが、地域の高齢者の足としては連携できていない。高齢者が増えていることは認識しているが、自分事として課題を共有できていない、考えることができていないと感じることがある。

④ 地域共生コーディネーター（社会福祉協議会職員を兼任）

ヒアリング項目	結果概要
活動内容(対象者、実施内容 等)	<p><近隣福祉ネットワークの見守り事業></p> <ul style="list-style-type: none"> • 宇検村内で孤独死があったことを受けて、高齢者の孤独死を防ぐことを目的に始めた。社協の独自事業として始めたが、現在では村の委託事業に含まれる。 • 4月にケアマネ、消防、役場の防災担当等が地域を周り、各集落の要援護者、気になる方をピックアップする。地域支援員が声掛けに訪問する。対象者とそれを見守る人をマップにまとめている。 • 平成5~6年くらいから、元々は県の社協の事業として始まった。元々始まる前は、血縁・地縁の関係性の中で見守り機能を果たしていたが、孤独死があって以降、組織的に見落としがないようにするために始まった。 • 各集落の区長や民生委員、見守りのボランティアグループが地域の状況を把握している。見守りへの参加者は、区長が中心となって各集落の意向に沿って決められている。 • 基本的に見守りの対象者も地域の意向に沿って決められる。自分たちが気になる人を集落で見守る形をとる。 • 年に1度、警察や消防、防災担当等と集まる会議を開き、その中で集落外からの参加者から見守りが必要であろう人の情報が共有され、それを踏まえて見守り対象者を決める。 • 介護保険に係っている人、閉じこもりがちの高齢者、障害者、引きこもりの方が対象となる。独居の高齢者は全て見守りの対象とする集落もある。 <p><具体的成果></p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域に、60歳くらいの引きこもりの方がいた。福祉支援員が何度か通うことで、徐々に心を開いてくれ、話ができるようになり、地域包括ケアセンター、社協やヘルパー、デイサービス等の人も入れるようになった。 • 現在は、B型作業所に月1回ずつ行くようになり、引きこもりも解消した。 • 年齢や様態で対象を区切っているわけではない。高齢者同士、お互いがお互いを見守っている。見守りする/される人に区別がない。 • 家に訪問されて見守られるのが嫌という人もいるが、畑に通っている中で地域の人に見守られているケースがある。 • コロナもあって外に出てこなくなった人もいたが、民生委員や配食ボランティアグループ、趣味活動グループが誘うこともある。 • 体操やウォーキング等の活動をしているグループにポイントを付与する事業を行っている。活動に出てこなくなった人に関しては、改めて活動に誘いに行く等のアクションが取られている。 • 地域の中で、誰も関わっていないという人はいない。どこかではつながっていて情報が回ってくるようにはなっている。 <p><配食サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> • R4年に配食サービスを始めた。ボランティアの方が作り、配達まで実

ヒアリング項目	結果概要
	<p>施していたが、今はデイサービスが作り、ボランティアが配達する形に変わっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ボランティアは各集落の民生委員が各集落で声掛けをして集めている。宇検村全体で 100 名程度のボランティアがおり、名簿リストは年 1 回作り直される。 • 社協の独自事業として始まったが、今は、社協の運営費に含まれている。 • 無理なくできる範囲ということで、配食の頻度は週に 1 回だけ。配色の際に見守り活動も行っている。 • 以前は 50～60 食程度作っていたが、ボランティアの人数も少なくなっているため、現在の対象者は 30 名程度。民生委員が対象者を決めている。 • 集落によって状況は異なり、見守り活動と配食を一緒にしているのは 3 集落。他の集落は、配食はしていても他の地域の配達のボランティアに任せているケースや配食を受けていないケースもある。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> • 見守りの中で、何か異変があれば、民生委員や区長にまず連絡することになっている。地域で解決できない場合は社協や地域包括、ケアマネなどにつなぐことになる。 • 社協、包括ケアセンター、ケアマネのそれぞれがすべての見守り対象者の情報を共有できているわけではないが、ケアマネの連絡会や個別援助会議等を通じて情報共有ができています。民生委員の定例会にも出席している。 • 民生委員等との相談の垣根は他の地域に比べても高くないと思う。良い意味で顔が見える関係性の中で、見守りされている。 • 各集落 50 世帯未満程度の規模感であり、集落の中は顔が見える関係で悪く言えばプライバシーがない。誰が誰だかすぐわかるため、様々な情報がエスカレーションされやすい。 • 14 の各集落は距離があり、昔は交通手段がなく、船での移動しかなかった。各集落単位で完結してきた背景もあり、各集落の風習や考え方も違う。集落間のつながりは薄くそれぞれの集落の中でのつながりが強い。 • その結果、物事を見る単位が集落毎の単位になる。集落単位で考えた方が、話が通りやすい。 • 隣同士ライバル視している集落もあり、集落から校区に広げて進めようとしてもうまくいかないことが多い印象である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 介護保険が地域に浸透したときに集落の活動が難しくなった時期がある。ケアマネが入ることにより、「あの人のところに行かなくても大丈夫」と地域のボランティアの目から外れてしまうケースがあった。 • 行政が入ることによって、地域との元のつながりが弱くなってしまふ。介護サービスを受けている人も地域でつながりを持ってもらうために、今では見守りのネットワークに入れるようになっている。 • 入り方を間違えると、行政頼みになってしまうので地域に入る際には気を付けないといけない。

2. 秋田県横手市

(1) 文献調査

● 第2次横手市総合計画

第2次横手市総合計画は、総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針であり、将来どのようなまちにしていくのか、そのためにどのような取組を行っていくのかを体系的に示した市の最上位計画である。

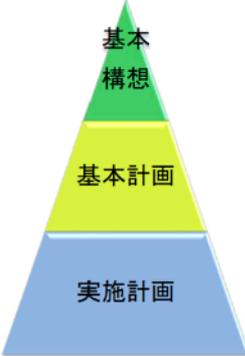
基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、計画期間は平成28年度からの令和7年までの10年間。

【基本目標】

第2次横手市総合計画では「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」をまちの将来像として掲げ、将来像の実現のため重点目標、基本目標、政策、施策等を定めている。

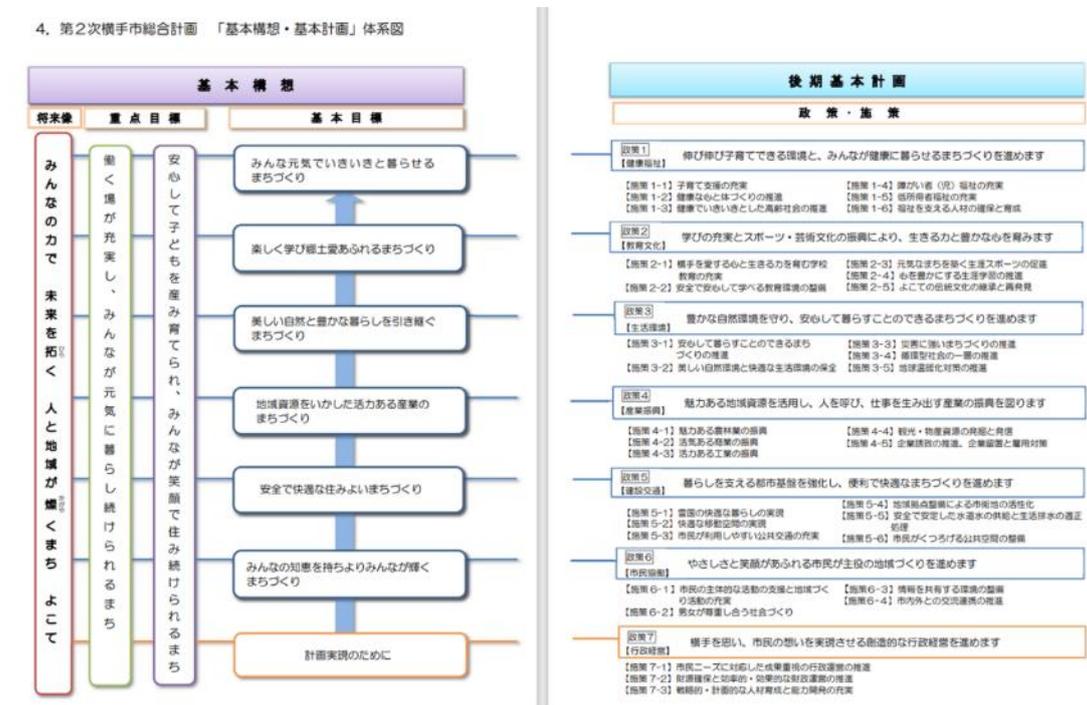
図表 2-8 「第2次横手市総合計画」構成と概要

総合計画の構成



計画の構成	構成要素	概要
基本構想	将来像	横手市が目指すまちの将来像
	重点目標	将来像の実現のため、政策を横断し、重点的に取り組みを行っていくもの
	基本目標	将来像の実現に向けて横手市がめざす、7つのまちづくりの方向
基本計画	政策	将来像の実現のため、中期的なまちづくりの指針となるもの。計画期間中における重点施策をはじめ、分野ごとの政策・施策の体系を明らかにし、そのもとで展開する事業や各分野における計画の基本方向を示すもの
	施策	
実施計画		基本計画で定めた施策を達成するため、具体的な事業内容を示したもの

図表 2-9 第2次横手市総合計画「基本構想・基本計画」より体系図



図表 2-10 「第2次横手市総合計画 後期基本計画」より基本目標
(※「福祉以外のまちづくり活動」に関連する事業を含む箇所のみ抜粋)

基本目標「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」			
政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連(Ne)
施策1-2 健康な心と体づくりの推進			
①健康の駅事業	健康推進課、 国保市民課、 病院事業	健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病予防および介護予防に有効な運動プログラムを実践し、市民の健康づくりの向上に努める	★ (1)
②健康増進事業（健康教育や健康相談、訪問指導の充実、認知症予防や心の健康づくり）		健康教育、健康相談等の保健サービスを提供、充実させる	★ (2)
③健康診査事業及びがん検診事業			
④予防接種事業			
⑤医療保険制度の運営（国民健康保険・後期高齢者医療）			
⑥医療体制整備事業（病院群輪番制及び在宅当番医制運営事業）			
⑦市立病院の運営			
施策1-3 健康でいきいきとした高齢社会の推進			
①介護予防・日常生活支援総合事業	まるごと福祉課、 地域包括支援センター		☆
②一人暮らし高齢者等雪寄せ雪下ろし支援事業			☆
③老人クラブ活動支援事業			☆
④特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の運営			☆
⑤介護保険制度の運営（在宅医療・介護連携推進事業・認知症総合支援事業など）			☆

基本目標 「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」			
政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策1-4 障がい者（児）福祉の充実			
①自立支援給付費	社会福祉課		
②補装具支給事業			
③地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業・相談支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付等）			
④地域生活支援拠点整備事業		共生社会を支える生活支援拠点を整備	★（3）
施策1-5 低所得者福祉の充実			
①生活保護制度の運用（運営の適正化、自立支援（就労支援の維持）、実施体制の強化）	社会福祉課、 建築住宅課		
②生活困窮者自立支援事業（「くらしの相談窓口」の設置）			
③市営住宅の運営と管理			

基本目標 「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」			
政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策1-6 福祉を支える人材の確保と育成			
①社会福祉協議会、民生児童委員協議会への支援	社会福祉課、 まると福祉課	社会福祉協議会や民生児童委員が行う地域福祉活動やボランティア団体等の育成を支援する	★ ☆（4）
②民生委員・児童委員費			★（5）
③生活支援体制整備事業		☆	
④避難行動要支援者支援体制の整備（避難行動要支援者名簿・個別計画の作成）		☆	
⑤ひきこもりの若者への支援（地域若者サポートステーション事業（国事業））			

基本目標 「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」			
政策2 学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策2-3 元気なまちを築く生涯スポーツの促進			
①市民スポーツ振興事業	スポーツ振興課	市民参加型健康増進イベントの開催等を通じて「スポーツ」と「健康づくり」が一体となった生涯スポーツの普及促進を図る	★（6）
②横手市体育協会の支援と連携			
③スポーツのまちづくり事業		各種スポーツ大会・イベント・合宿等の誘致に積極的に取り組み、スポーツ交流と観戦機会の充実を図ると同時に、地域活性化や交流人口の増加につなげ、賑わいのあるまちづくりに生かす	★（7）
④競技スポーツパワーアップ事業			
⑤横手体育館の建替え整備			

基本目標 「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」			
政策2 学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策2-4 心を豊かにする生涯学習の推進			
①生涯学習推進事業	生涯学習課、 図書館課、 地域づくり支援課、 文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> 各種講座や教室等のより満足度の高い学習機会を提供する 地域と学校をつなぐコーディネーターの配置を拡大し、地域に根差した横手市版コミュニティ・スクールを導入する 各種社会教育団体の活動を支援する 公民館等について、市民協働によるまちづくり活動と連携した地区交流センター化を進め、その機能の充実を図る 	★ (8)
②秋田大学横手分校事業			
③芸術文化推進事業			
④自主文化事業委託費			
⑤マンガ活用推進事業			
⑥市立図書館の管理運営			
⑦読書活動促進事業			
⑧横手駅東口再開発事業における新公益施設の整備			
⑨横手市民会館の建替え整備			

基本目標 「美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり」			
政策3 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策3-1 安心して暮らすことのできるまちづくりの推進			
①交通指導隊及び防犯指導隊の活動の促進	生活環境課、 地域づくり支援課、 建設課		
②交通安全対策事業・防犯対策事業、交通安全施設整備事業			
③よこて安全・安心メールの加入促進と配信			
④老朽危険空き家対策事業			
⑤市民相談事業（消費生活相談、無料法律相談、行政相談、人権相談等）			
施策3-2 美しい自然環境と快適な生活環境の保全			
①環境美化推進事業（環境美化推進員の研修や市民クリーンアップなど）	生活環境課、 農林整備課ほか	地域リーダーとして環境美化推進員を養成。クリーンアップ等で地域の環境美化を推進。	★ (9)
②不法投棄場所の把握と監			
③公害防止対策事業			
④河川・湧水の水質監視			
⑤市営墓園・市営斎場・衛生センターの整備と運営管理			
⑥緑化推進事業（アメンコ防除対策など）			
⑦水と緑の森づくり事業			
⑧森林病虫害等防除事業（松くい虫防除など）			
⑨西部斎場の改築			

基本目標 「美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり」
政策3 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策3-3 災害に強いまちづくりの推進			
①常備消防施設等整備事業	消防本部、 危機管理課、 建設課	自主防災組織による防災訓練などを通じて、 市民や地域の自発的な防災活動を推進。 また、ひとり暮らし高齢者世帯など災害時の 要支援者への支援体制を確立する。	★（10）
②非常備消防経費			
③常備消防経費			
④消防施設整備事業			
⑤消防分署統合事業			
⑥救急医療体制整備事業（公共施設へのAED設置）			
⑦災害対策費			
⑧急傾斜地崩壊対策事業			
⑨避難行動要支援者支援体制の名簿（再掲）			
施策3-4 循環型社会の一層の推進			
①クリーンプラザよこて費	生活環境課、 農業振興課		
②ごみ収集費			
③3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発と推進			
④地域資源循環施設費			

基本目標 「地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり」
政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策4-1 魅力ある農林業の振興			
①就農支援事業（農業次世代人材投資事業など）	農業振興課、 農林整備課、 食農推進課、 実験農場ほか	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営の規模拡大などを旨とする多様な経営体を支援。 新規就農者などを育成・支援し、次代を担う農業後継者の確保・定着を図る。 	★（11）
②農業経営支援事業			
③よこて農業創生大学事業			
④作物振興事業（農業夢プラン推進事業、戦略作物重点支援事業）			
⑤6次産業化応援事業			
⑥産地づくり事業（生産力強化産地確立事業・水田利活用緊急支援対策事業）			
⑦農業生産基盤整備事業（ほ場整備事業など）			
⑧多面的機能支払交付金事業・中山間地域等直接支払交付金事業			
⑨造林事業			
⑩路網整備事業（林業専用道整備など）			
⑪森林経営管理事業（森林環境譲与税活用事業）			
⑫グリーンツーリズム推進事業			

基本目標「安全で快適な住みよいまちづくり」			
政策5 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策5-1 雪国の快適な暮らしの実現			
①道路等の除雪費	建設課、 建築住宅課		
②雪よせや落雪などに関する雪国の生活マナーの啓発			
③除雪機械購入（計画的な更新）			
④克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）の適正な管理			
⑤雪国よこて安全安心住宅普及促進事業			
⑥木造住宅耐震改修等事業			
⑦町内会等除雪活動団体への支援		地域との協働による除排雪の取り組みを進める	★ ☆（12）
施策5-2 快適な移動空間の実現			
①道路や橋りょうの維持管理（道路・橋りょう・道路附属物等の計画的な維持と延命化）	建設課、 都市計画課		
②街路灯・防犯灯管理費			
③道路新設改良事業（生活基盤道路整備事業 他）			
④道路メンテナンス補助事業（橋梁の維持補修整備と定期点検（義務））			
⑤街路事業（八幡根岸線）			

基本目標「安全で快適な住みよいまちづくり」			
政策5 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます			
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連
施策5-3 市民が利用しやすい公共交通の充実			
①生活バス路線運行費補助事業	経営企画課	路線バス網の間を面的にカバーする横手デマンド交通や横手市循環バスの運行により一定の利便性を確保しつつ、新たな公共交通の取り組みとして自家用有償旅客運送などを実施し、将来にわたり持続可能な公共交通システムの構築を進める。	★（13）
②地域公共交通活性化事業			
③代替運行事業			
④鉄道整備・地域開発促進事業			
施策5-4 地域拠点整備による市街地の活性化			
①都市再生整備計画事業の推進	都市計画課、 経営企画課		
②三枚橋地区土地区画整理事業の着実な推進			
③横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の推進			
④景観・屋外広告物対策事業			
⑤十文字第一小学校跡地周辺エリアの利活用			

基本目標 「みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり」				
政策6 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます				
施策実現のための主要事業等	担当課	備考	地域づくりとの関連	
施策6-1 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実				
①横手市交流センター「Y 2 ぶらざ」の運営	地域づくり支援課、生涯学習課、各地域局地域課	地域運営組織形成に向け地域住民を対象としたワークショップ、先進地視察、研修等を実施。 ※ 豊かな地域社会を実現するため、地域住民による自主的・主体的なまちづくり活動や地域課題活動に対し補助。※ 自治会、町内会、集落等が行う活動（環境保全、地域活性化、伝統文化継承、福祉、防災防犯、世代間交流）やコミュニティ活動に必要な備品整備に要する経費に対し補助。※	★（14）	
②地区会議運営支援事業（ハード）				
③地域運営組織形成支援事業				
④地域づくり市民活動補助事業				★（15）
⑤町内会活動補助事業				★（16）
⑥町内会館等建設補助事業				
施策6-2 男女が尊重し合う社会づくり				
①第4次横手市男女共同参画行動計画の着実な推進	地域づくり支援課			
②男女共同参画社会推進事業				
③女性の社会参画、活躍促進のための研修機会や情報の提供				
④保育支援事業（延長保育・病児保育等）（再掲）				
⑤放課後児童健全育成事業（再掲）				
⑥ワークライフバランス推進事業（再掲）				

● 福祉以外のまちづくり活動

(ア) 健康をテーマにした交流拠点 「健康の駅よこて」

「健康をテーマとした交流拠点」をメインコンセプトに子どもから高齢者まですべての市民を対象にした横手市の事業構想。規模の大きさによって「大規模駅」「中規模駅」「小規模駅」の3段階があり、小規模駅については保健指導がある。

図表 2-11 健康をテーマにした交流拠点「健康の駅よこて」の参考資料⁷

1. 計画策定の概要

横手市は、平成29年12月の「あきた健康宣言」において、「健康寿命日本一の実現に向けて、健康の駅の利用者1万人以上を目指す」と宣言しました。
 「健康の駅よこて」は、平成16年に「健康をテーマとした市民の交流拠点～健康づくりのコンシェルジュ（案内役）」をコンセプトとして開設し、特に生活習慣病予防と介護予防、及び若い世代からの疾病予防や体力づくりに重点を置き取り組んでいます。
 また、運動を切り口とした身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康づくりを支援し、一人ひとりの生活の質を高めながら、市民の皆様の健康寿命の延伸を図っております。
 すべてのライフステージにおける市民の皆様の健康づくり推進のための契機として、多くの方々に「健康の駅よこて」を利用していただけよう、このたび「健康の駅よこて」利用者1万人計画を策定しました。

2. 「健康の駅よこて」事業展開スタイル及ビジュアルイメージ

① 事業展開スタイル

コンセプト 「健康をテーマにした交流拠点」
 ～健康づくりのコンシェルジュ（案内役）～

「健康の駅よこて」は、市民の皆様が“運動”を切り口とした健康拠点・健康情報の交流の場です

市民の継続的な“健康づくり”を大・中・小の健康の駅でサポートしています

大規模健康の駅



・東部トレーニングセンター
【〒991-0011 北沢2-4-10】
・西部トレーニングセンター
【横手市ルビーエア内】
・西部トレーニングセンター
【十文字西地区交流センター内】

中規模健康の駅



・公民館等を利用した健康の駅
（運動指導員やヨガ・30分体操の講座とともに体操などを行います）
【中規模健康の駅数：20（H30）】

小規模健康の駅



・町内会館等を利用した健康の駅
（運動指導員とともに体操などを行います）
【小規模健康の駅数：60（H30）】

② 事業展開イメージ



3. 「健康の駅よこて」を利用することで期待できる健康づくりの効果

生活習慣病予防	生活習慣病の重症化予防	体の痛みや疲労の緩和	身体機能の維持	日常の動きがしやすい体づくり	低栄養予防	認知症予防	ロコモティブシンドローム予防	介護予防	閉じこもり予防	人との交流の場の拡大	社会参加の拡大	ストレスの解消	健康情報の収集
---------	-------------	------------	---------	----------------	-------	-------	----------------	------	---------	------------	---------	---------	---------

運動を行なうことにより、上記の健康づくりへつながる効果が期待できます。健康の駅では、運動による運動器症候群（ロコモティブ症候群）や内臓脂肪症候群（メタリック症候群）予防、認知症予防につなげ、健康寿命の延伸や介護予防を図っていくことを目指し活動を実施しています。

(イ) 健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導の充実、認知症予防や心の健康づくり）

市民を対象とした横手市の保健サービス。健康教育は町内会、各会合からの要請を受け健康学習や講話を実施。また訪問指導は正しい知識の普及、保健指導や社会資源の活用、関係機関との連絡調整を行っている。

⁷ 横手市市民福祉部健康推進課「健康の駅よこて」利用者1万人計画 概要版（2018年度～2027年度）」：
https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/173/000148449.pdf

図表 2-1-2 健康増進事業の参考資料⁸

項目	目的	内容	対象者	備考
高血圧対策事業	脳卒中の危険因子である高血圧予防対策を実施し、脳卒中死亡者及び発症者を予防する。	・高血圧者に対し、受診勧奨および保健指導を実施する。 ・若年層(20～40代)からの高血圧予防を目的に血圧測定及び保健指導を行う。 ・20歳～69歳で市民健診の結果、血圧値180/110mmHg以上で未治療者に訪問指導を実施する。 ・高血圧対策検討会(年1回)の開催	市民	H21年度～ 保健活動重点事業
健康相談	心身の健康に関し、個別の相談に応じ必要な助言や指導を行い、家庭における健康管理を支援する。	・重点健康相談(高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、女性の健康病態等)幅広く相談できる窓口の設置等により、上記相談を行う。 ・総合健康相談 対象者の心身の健康に関する一般的事項について総合的な指導、助言を行う。	健康増進法により40～64歳の市民は、地域(65歳以上の市民は、地域)と連携	65歳以上は地域包括支援センター
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、適切な助言や指導を行うことにより、壮年期からの健康の保持・増進を支援する。	・健診結果説明会 健診結果の見方や健康状態の確認、特定保健指導へのつながりを図る。 ・集団健康教育 健康教室、講演会等により、歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患、病態別、薬、一般健康教育(心の健康、認知症など)を行う。 ・町内会、各会合からの要請を受け健康学習や講話を実施する。	健康増進法により40～64歳の市民は、地域(65歳以上の市民は、地域)と連携	65歳以上は地域包括支援センター
特定保健指導	内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善することを目的とする。	・特定健診結果や質問票などより生活習慣病のリスク要因に応じて随時(随機)付け支援・積極的支援し、食習慣調査や保健指導を実施する。	特定保健指導対象者	H20年度～ R1年度～ J A 健康診券を平塚総合病院に委託
糖尿病・慢性腎臓病重症化予防事業	糖尿病重症化リスクが高い「未治療者・治療中断者」を治療し、重症化リスクの高い糖尿病者に対して、かかりつけ医の指示により保健指導を実施し、腎不全・人工透析への移行を防止することを目的とする。	未治療者 a. 特定健診において、尿蛋白(+)以上で空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上の者。または尿蛋白(+)以上かつHbA1c(OGSP)6.5%以上の者。 b. かかりつけ医(医師)による診断で、空腹時血糖値145mg/dl以上、かつHbA1c(OGSP)6.5%以上の者。 ただし60歳未満の者は、かつHbA1c(OGSP)6.5%未満	特定健診受診者	H30年度～
		治療中断者 a. セブテパルデータから、過去2年前から1年前までの1年間に糖尿病で治療歴がある者で最近6か月以内に糖尿病で受診していない者。	届保加入者	R2年度～

項目	目的	内容	対象者	備考
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の心身の特性を踏まえたフレイル予防及び介護予防を一体的に推進する。	・ハイリスクアプローチ 低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防 重篤・回復・多発予防、多発回復者等への相談・指導 健康状態不明者の状態把握、サービスへの接続 ・ポピュレーションアプローチ フレイル健診、フレイル予防講座	高齢高齢者	R2年度～

4. 精神保健事業

項目	目的	内容	対象者	備考
心の健康づくり・自殺予防対策事業	個人のいのちの尊厳を認識し、自らのいのちを失う人がいなくなるよう、明るく過ごせる地域づくりを図る。	・心の健康づくり無料法律相談会開催 ・人材育成研修会の開催 メンタルヘルスマネジメント研修会 心ははれはれ(グートキーパー)養成講座 ・メンタルヘルスマネジメントによる自主活動への支援(よこて和生の会等) ・自殺対策庁内連絡会議 ・学校との連携を図り児童・生徒の心の健康づくりの支援 ・高齢者でうつ傾向のある方へ訪問 ・普及啓発事業の実施 ・指原キヤンペーンの実施 ・SOSの出し方講座	市民	H24年度～ H25年度～ H26年度～ H24年度～ H25年度～ H23年度～
認知症予防対策事業	認知症について正しい知識を持ち、認知症予防を意識した生活習慣を自ら実施できるように支援する。	・タッチパネル式物忘れ相談プログラムにより認知症の早期発見、早期治療に結びつける。(物忘れ相談等) ・認知症予防教室(8地域)の開催 ・物忘れ相談会(仮称) ・認知症予防講座 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・小学校での養成講座の実施	市民	H24年度～ H25年度～ R1年度～ H21年度～ H26年度～
健康相談	心身の健康に関し、個別の相談に応じ必要な助言や指導を行い、家庭における健康管理を支援する。	精神保健に関する健康相談、電話相談を行う。	市民	
訪問指導	在宅での生活が継続できるように支援する。	要訪問対象者ならびに家族支援のために家庭訪問し、受診相談、生活指導などを行う。	精神保健指導対象者ならびにその家族	

(ウ) 地域生活支援拠点整備事業

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援を行う機能をもつ場所や体制を整備するもの。市内の法人(事業所)に対して相談、緊急時対応、人材育成、地域の体制づくり事業を委託している。

⁸ 横手市市民福祉部健康推進課「令和5年度保健事業の概要」
(https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/006/551/r5hoke.ngaiyo.pdf)

図表 2-13 地域生活支援拠点整備事業の参考資料⁹



(3) 横手市が地域生活支援拠点へ委託している事業

横手市では、手引きの22ページの法人（事業所）に対して、拠点システムの機能の一部を担っていただくため、次の事業を委託しています。

【地域生活支援拠点が受託している事業】

(1) 相談事業	地域における障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等からの相談に応じ、専門的な指導及び助言等の支援を実施。
(2) 緊急時対応事業	緊急時には、相談支援事業所や障がい者基幹相談支援センターと連携して、短期入所の調整・移送や訪問事業所による在宅介護のコーディネート等を行う。
(3) 自立訓練事業	窮乏後を見据え、登録者及びその家族に対し、親類縁者離れの必要性及び障がい福祉サービス制度の普及・啓発を行い、法定サービスの利用につなげる。
(4) 人材育成事業	医療的ケアが必要な者や行動障がい有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材育成のための研修等を行う。
(5) 地域の体制づくり事業	障がい児等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関等との連携・協働の体制づくりを構築。

(エ) 社会福祉協議会、民生・児童委員協議会への支援

横手市が社会福祉協議会や生児童委員協議会に対して行う地域福祉活動やボランティア団体等の育成支援。

⁹ 横手市市民福祉部社会福祉課「横手市地域生活支援拠点事業利用の手引き」
(https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/469/r5.12.1kyotennno-tebiki-.pdf)

図表 2-1 4 社会福祉協議会、民生・児童委員協議会への支援についての参考資料¹⁰

◆第4章 施策の展開

【基本方針1-2】

地域福祉の推進を担う人材の育成

【現状と課題】

地域福祉活動は、これまでも町内会や民生委員・児童委員、福祉協力員をはじめ、社会福祉協議会等がその中心的な役割を担ってきました。また、共助組織やボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など多様な福祉活動を担う団体も増えてきましたが、若年層が地域活動へ参加する機会は依然少なく、地域福祉活動の担い手の不足・固定化等、支える側の高齢化の問題も指摘されています。

地域福祉の推進を担う後継者や地域のリーダーを育てていくため、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら地域福祉活動に関わる人材を育成することが重要となっています。

【施策の方向性】

1-2-① 地域福祉の推進を担う人材の育成

地域が必要としている人材を的確に把握し、広く福祉に関する意識を持った人材の育成を目指します。

認知症サポーターやボランティア養成講座など様々な講座や研修会等を通して、幅広い世代が地域福祉の担い手となるよう人材の育成を進めます。



◆第4章 施策の展開

◆横手市が取り組むこと

主な取り組み	担当課
<p>【認知症サポーターの養成】</p> <p>認知症に関する正しい知識を深め、偏見を持たずに認知症の方やその家族を見守ることができる認知症サポーターを養成します。</p>	地域包括支援センター
<p>【ファミリー・サポート・センター事業の推進】</p> <p>有償ボランティアによる子育て支援として、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、安心して子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業を推進するため、子どもの安全確保と会員の質の向上を目的として講習会を開催します。</p>	子育て支援課
<p>【手話奉仕員の養成】</p> <p>意思疎通を図ることに支援がある障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援するため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。</p>	社会福祉課
<p>【メンタルヘルスサポーターの養成】</p> <p>心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、地域の身近な相談者としてメンタルヘルスサポーターを養成します。</p>	健康推進課
<p>【市民後見人の養成】</p> <p>高齢者や障がい者の権利擁護のため、日常的な金銭管理や身上監護等の後見活動に取り組む市民後見人候補者を養成し、その活動を支援します。</p>	地域包括支援センター
<p>【民生委員・児童委員に対する研修等の実施】</p> <p>民生委員・児童委員が地域で円滑に活動することができるよう、専門的・体系的な研修機会や情報交換の場を提供します。</p>	社会福祉課

◆社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み
<p>【地域福祉活動を推進する人材の育成】</p> <p>住民や地域ニーズを把握するとともに、地域に潜在している人材の発掘に努めます。また、ボランティア養成講座や福祉協力員を対象とした研修会などの開催のほか、地域や学校等が行う講座に協力して福祉活動の人材育成に努め、住民一人ひとりが役割を持ちお互いが支えあう住民主体の地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や地域ニーズを把握するためのアウトリーチや小ネットワーク会議の開催 ・ボランティアの育成を目的とした養成講座の開催 ・福祉協力員を対象とした研修会の開催 ・地域や学校等が行う福祉講座などの開催支援 <p>《主な関連事業》</p> <p>ボランティア育成事業（ボランティア養成講座、父ちゃんの乗校）、福祉ネットワーク活動推進事業、福祉協力員活動推進事業、福祉教育活動推進支援事業</p>

(オ) 民生委員・児童委員費

民生委員、児童委員が地域で円滑に活動することができるよう、横手市社会福祉課が専門的・体系的な研修機会や情報交換の場を提供するもの。横手市では、地区を担当する民生委員・児童委員 282 名と主任児童委員 32 名が委嘱されている。(2022 年 12 月 11 日時点)

¹⁰ 横手市・社会福祉法人横手市社会福祉協議会「第 3 次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」
https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/119/000144633.pdf

図表 2-15 民生委員・児童委員費の参考資料¹¹

ご存知ですか？地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

ページID1003162 更新日 2022年12月1日
印刷 大きな文字で印刷

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアで、非常勤の地方公務員として位置づけられます。

また、民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員があり、学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。

横手市においては、地区を担当する民生委員・児童委員282名と主任児童委員32名が委嘱されています。任期は3年で、現在の委員の任期は令和7年11月30日までです。

民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。ただし、「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、具体的な生活支援を行ったり、金銭の取り扱いを伴う支援を行う立場にはありません。

民生委員・児童委員には、皆さまに安心して相談をしてもらえよう、法に基づく「守秘義務」があります。心配ごと、悩みごとがある場合には、お気軽に近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の地域福祉推進のためにも取り組んでいます。

1. 社会調査
ひとり暮らしのお年寄りなどに対して「声かけ」や「安否確認」を行ったり、小中学校との交流により子どもたちや子育て家庭をめぐる課題を話し合うなどしながら、担当区域内の住民の実態やあらゆる福祉ニーズを日常的に把握します。
2. 相談
家族の介護に関することや子育てについての悩みなど、地域住民が抱える問題について、相手の立場に立って相談をお受けし、改善に向けてお手伝いします。
3. 情報提供
障がい者などが日常生活を送るうえで必要な資金が借りられる貸付制度や、介護保険制度、社会福祉の制度やサービスについて、必要に応じてその内容や情報を提供します。
4. 連絡通報
高齢者が在宅サービスを受けるために必要な対応を行政の窓口へ連絡するなど、住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、行政や関係機関、団体、施設などに連絡し、必要な対応を促すパイプ役につとめます。
5. 調整
介護保険制度等公的制度では対応できないようなニーズに対し、社会福祉協議会の事業やボランティア活動の利用を調整するなど、住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
6. 生活支援
家族だけでは抱えきれない問題の解決に向け、近所の方やボランティア、関係者などのネットワークをつくり対応するなど、住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
7. 意見具申
通学路や子どもたちの遊び場における危険箇所について行政に改善を求めるなど、活動を通じて得た課題や改善策についてとりまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提呈します。

たとえば…こんなことで悩んでいませんか。

- 育児の悩み、いじめなど、どこに相談したらよいか分からない
- 介護や障がい者に関する福祉サービスの制度や窓口が分からない
- 高齢者のひとり暮らしで災害時の避難に不安がある
- 失業などにより、一時的な生活資金に困っている
- 近所で子ども、高齢者、障がい者などの虐待らしい様子を目撃した など

地域の民生委員児童委員

地域担当の民生委員・児童委員、主任児童委員の連絡先等については、社会福祉課または、お住いの地域の地域局市民サービス課にお問い合わせください。

このページに関するお問い合わせ

市民福祉課社会福祉課企画調整係
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号（本庁舎4階）
電話：0182-35-2132 ファクス：0182-32-9709
お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

(カ) 「スポーツ」と「健康づくり」が一体となった生涯スポーツの普及促進

横手市は平成 25 年に「スポーツ立市よこて」を宣言。行政のスポーツ分野に限定せず、福祉や健康、食、子育て、観光などのあらゆる分野が連携し市民とともにスポーツをキーワードにした元気なまちづくりと地域活性化を推進すること明記。市民参加型健康増進イベントの開催等を通じスポーツと健康づくりが一体となった生涯スポーツの普及促進を図っている。

¹¹ 横手市社会福祉課「ご存知ですか？地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」横手市公式サイト（<https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/1001154/1003162.html>）（参照日 2024 年 3 月 27 日）

図表 2-16 「スポーツ」と「健康づくり」が一体となった
生涯スポーツの普及促進に関する参考資料¹²

アクションプラン〔健康〕

施策(1) スポーツ・レクリエーションの振興

- 市民参加型スポーツイベントの開催を促し、運動時間や期間、自らの目安など運動の有効性と実践方法についての情報提供を行い、生活習慣として身近で自分に適した運動(ジョギング・ウォーキング等)を行う人の増加を図ります。
- 市民の健康・体力づくりや参加者相互の親睦を深めるため「市民スポーツ大会」等を継続するなどし、地域に根付いたスポーツを推進し、参加者の拡大を目指します。



施策(2) 生涯スポーツの振興

- 幼児から高齢者まで、スポーツを生涯にわたり心身ともに健康増進を図り、運動習慣の定着と体力の向上を目指します。また、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等を普及させ、生涯スポーツの振興を図ります。
- スポーツに関する市民アンケートや、市民体力テスト、秋田県スポーツ実施調査の結果と照らし合わせ、市民のニーズを的確に捉えたスポーツの実施率向上に取り組みます。



※ニュースポーツ
20世紀後半以降に新しく発案・紹介されたスポーツです。1977年に最初に定められた実施要綱で、その対象は数種限定であり、従来スポーツ、学校から入るスポーツとは呼ばれていません。主な種目は、ゴルフ・テニス、スマイルボウリング、ミニサッカー、スポーツ釣竿、スカットボールなどがあります。

アクションプラン〔健康〕

施策(3) 冬期間のスポーツ推進

- 体育館利用による屋内スポーツを奨励し、団体利用のみならず個人や少人数グループ等で気軽にスポーツに取り組める環境整備を行うなど幅広い利用者のニーズに応えていながら市民の運動不足解消を図ります。
- 県国特有のスポーツ文化と言えるウィンタースポーツへの関心を高めます。また、天下森スキー場を利用しやすくするために、計画的な整備、改修に努めます。
- 児童期の運動不足を解消するため雪を活用した運動や外遊びなど屋外での運動機会を増やすよう促します。



施策(4) スポーツ推進委員の育成

- 横手市スポーツ推進委員がより主体的に活動を推進できるよう各種研修等を開催し、研鑽をつむことにより地域を支える人材を育成します。
- 市民へのスポーツ指導、普及、助言、各組織との連絡調整を行い、地域スポーツやニュースポーツの推進、地域住民のライフスタイルに応じたスポーツ活動、地域における障がい者スポーツ等、長期的にスポーツ推進をしていきます。



(キ) コミュニティ・スクール (学校・家庭・地域連携総合推進事業)

横手市では、地区交流センター運営協議会など地域で主体的に活動している組織や団体、企業、個人と学校が連携・協働し、地域ぐるみで子どもをはぐくむため、学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」を一体的に推進している。

¹² 横手市教育委員会・教育総務部スポーツ振興課「第7次横手市スポーツ推進計画 2021-2025」
(https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/842/000155440.pdf)

図表 2-17 コミュニティ・スクール（学校・家庭・地域連携総合推進事業）の参考資料

13

学校・家庭・地域連携総合推進事業

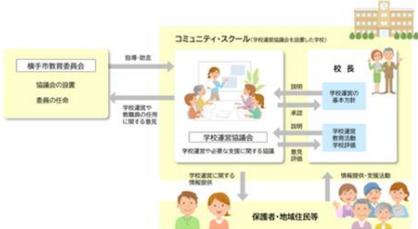
ページID1010543 | 更新日 2024年1月30日

印刷 | 大きな文字で印刷

「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていく必要があります。市では、学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」を一体的に推進しています。

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校を指します。学校運営協議会とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の情報を持って、学校の運営とそれのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。



横手市のコミュニティ・スクール

横手市が目指すコミュニティ・スクールとは

地区交流センター運営協議会など、地域で主体的に活動している組織や団体、企業、個人と学校が連携・協働し、地域ぐるみで子どもをはぐくみ「地域ととちある学校づくり」と「持続可能な地域づくり」を目指します。

学校運営協議会とは

横手市では、令和4年度からすべての市立小・中学校に設置しています。

委員数	各学校10名以内
任期	2年
謝礼	5,000円（年額）
構成員	保護者、地域住民、地域団体、民間企業、地区交流センター長、地域学校協働活動推進員（呼称：地域コーディネーター）、校長、教頭

学校運営協議会の主な役割

1. 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
2. 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる
3. 学校運営の基本方針に即した教職員任用に関して意見を述べることができる
4. 学校の運営状況などについて年度ごとに評価を行う

市立小・中学校のコミュニティ・スクールの取り組み

市立小・中学校のコミュニティ・スクールの取り組みを紹介します。

このページに関するお問い合わせ

教育委員会教育総務部生涯学習課生涯学習係
〒013-8601 秋田県横手市南町1-3番1号（横手市民会館）
電話：0182-35-2254 フォクス：0182-32-7871
お問い合わせフォームは費用フォームをご利用ください。

(ク) 地域コーディネーター（学校・家庭・地域連携総合推進事業）

横手市では、地域住民らと学校との連絡調整などを行うコーディネーターとして地域学校協働活動推進員（呼称：地域コーディネーター）を導入している。地域コーディネーターは社会教育法に基づき教育委員会が委嘱するもので、主な役割は地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画や立案、学校や地域住民、企業、団体等関係者との連絡調整、地域ボランティアの募集や確保など。

13 横手市教育委員会教育総務部生涯学習課「学校・家庭・地域連携総合推進事業」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001140/1001242/1010543.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-18 地域コーディネーター（学校・家庭・地域連携総合推進事業）の参考資料

14

<p>地域コーディネーター</p> <p>地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。地域学校協働活動推進員（呼称：地域コーディネーター）は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民らと学校との連絡調整などを行うコーディネーターです。</p> <p>地域コーディネーターとは</p> <table border="1"> <tr> <td>人数</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>謝礼</td> <td>1時間あたり1,200円</td> </tr> </table> <p>地域コーディネーターの主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案 学校や地域住民、企業、団体などの関係者との連絡・調整 地域ボランティアの募集・確保など <p>地域学校協働本部</p> <p>地域学校協働活動を積極的に推進していくため、地域住民、団体などで構成される様々なネットワークの事です。横手市では、地域学校協働本部と地区交流センター運営協議会が連携した上で、さらに学校と連携・協働することで「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図っています。</p>	人数	17名	任期	2年	謝礼	1時間あたり1,200円	<p>このページに関するお問い合わせ</p> <p>教育委員会教育総務部生涯学習課生涯学習係 〒013-8601 秋田県横手市南町13番1号（横手市民会館） 電話：0182-35-2254 ファクス：0182-32-7871 お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。</p>
人数	17名						
任期	2年						
謝礼	1時間あたり1,200円						

(ケ) 横手市生涯学習活動推進団体登録制度

横手市では、社会教育・生涯学習・まちづくりなどの活動を定期的に行い、地域の元気創出の一翼を担う団体を「横手市生涯学習活動推進団体」と認定し、広く市民に公表し活動の輪を広める取組を行っている。令和6年1月時点の登録団体数は300団体。

14 横手市教育委員会教育総務部生涯学習課「学校・家庭・地域連携総合推進事業」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001140/1001242/1010543.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-19 横手市生涯学習活動推進団体登録制度の参考資料¹⁵

横手市生涯学習活動推進団体登録制度

ページID1005193 更新日 2024年2月1日

印刷 大きな文字で印刷

横手市生涯学習活動推進団体登録制度

令和2年9月1日から、公共施設の使用料免除・減額に関する制度が新たに運用され、これまでの「横手市生涯学習施設利用登録団体」制度が廃止になりました。

今後は、社会教育・生涯学習・まちづくりなどの活動を定期的に行い、地域の元気創出の一翼を担っていただける団体を「横手市生涯学習活動推進団体」と認定し、広く市民に公表し活動の輪を広げていただきます。

登録基準や申請に関する手続きは、次のとおりです。

1.活動の種類

- 文化、芸術、芸術活動（合唱、合奏、演劇、絵画、手芸、書道、陶芸 など）
- 健康、スポーツ振興活動（各種スポーツ、健康づくり、レクダンス など）
- 学習活動（各種調査研究、歴史、文学 など）
- まちづくり、地域おこしの推進を図る活動
- その他教育委員会が認める団体

2.団体要件

上記の活動を行うことを目的とし、かつ、自主的な運営を行う団体を対象とします。

自主的な運営を行う団体とは、活動を行うおととする人たちが自発的に団体をつくり、目的、活動内容、運営組織、役員、予算などを会員同士で話し合っって活動を進めていくことです。

- 団体の所在地および主たる活動場所が市内にあること
- 営利活動、宗教活動および政治活動を目的としない団体であること
- 団体の構成員が10人以上であって、その半数以上が市内に在住か在勤または在学していること
- 団体の規約、会則等を有すること
- 定期的な社会教育、生涯学習またはまちづくりに関する活動実績を有すること

3.必要書類（添付書類）

- 団体の規約等の写し
- 役員および会員名簿
- 当該申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書と予算書、または前年度の事業報告書と決算書
- 前3号に掲げるもののほか、団体の活動に關し参考となる書類

4.審査・有効期間

生涯学習活動推進団体の登録は、2年に1回の定期の審査により行います。ただし、特に必要があると認めるときは、随時に追加の登録を行うことができます。その場合の有効期間は、名簿記載日の翌月から有効期間満了日までとします。

※登録期間は登録年度の翌月から令和6年8月31日までとし、その後は2年ごとに審査し再登録を行います。

5.申請方法

(1) 必要書類

- 横手市生涯学習活動推進団体（生涯学習施設使用料減額・免除団体）登録申請書
- 添付書類（直近年度のもの）
 - 団体の規約等の写し（※1）
 - 役員および会員名簿 ※任意様式可
 - 当該申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書と予算書、または前年度の事業報告書と決算書（※2）
 - 前3号に掲げるもののほか、団体の活動に關し参考となる書類

※1 決められた書式は特ではありません。すでに定めている規約等の写しを添付してください。また、規約等ない団体は、例を示しますので、それによって作成してください。

※2 決められた書式は特ではありません。各会員に団体の活動内容や会計報告書等を報告する、または報告した書類（総会資料等）を添付してください。

(2) 提出先

団体が主に使用する地区交流センター等の施設に提出してください。（申請書は各施設にあります）

(3) 受付

各施設窓口にて随時受け付けます。

(コ) 社会教育の推進、公民館を拠点とした市民協働のまちづくり活動への支援

横手市では、公民館等施設を拠点とした地域の活性化を図るため、地域の特色を活かした自主的活動を支援し、地域力を最大限に発揮できるよう研修機会の充実を図っている。

¹⁵ 横手市教育委員会教育総務部生涯学習課「横手市生涯学習活動推進団体登録制度」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001140/1001242/1001243/1005193.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-20 社会教育の推進、公民館を拠点とした
市民協働のまちづくり活動への支援の参考資料¹⁶

主な取り組み・内容

(1) 各種社会教育関係団体の活動を支援します。

各種社会教育関係団体は、まちづくりの担い手としても期待されます。公民館等施設を活用し地域や他団体との連携をより一層推進するとともに、人づくりやまちづくりに資する各種社会教育関係団体の活動を支援します。

【具体的施策】

1 関係機関・施設・団体との連携づくりを進めます。

社会教育関係団体同士の連携のほか、県やNPO・企業などとも連携できるような情報共有に努めます。国や県などが主催する研修会への参加を積極的に促します。

2 団体活動の充実を目指します。

主催事業や活動への支援を充実させます。また、公民館等施設を活用し活動の場の提供や団体同士の交流機会を充実させます。

3 地域との連携づくりを進めます。

各種社会教育関係団体が持つ知識や人材が、地域の抱える課題解決に役立てられるよう地域との情報交換やネットワークづくりなど環境整備に努めます。



十文字西地区交流センター事業
教員救命講習会



横手市連合婦人会総会

(2) 公民館等施設について、引き続き市民協働によるまちづくり活動と連携した地区交流センター事業における活動を支援します。

将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、地域におけるコミュニティの体系化を図るため、地域住民による自主的な活動を支援するとともに、地域資源を活かした特色ある地域づくりを推進します。

また、若い世代に地域の良さとその価値を認識してもらい、地域づくりへの関わり実感を持てるような取り組みを進めます。

【具体的施策】

1 公民館等施設を拠点とした地域の活性化を図ります。

地区交流センター事業について、地域の特色を活かした自主的な活動を支援し、地域力を最大限に発揮できるよう研修機会の充実を図ります。

また、横手駅東口に令和6年度オープンを予定している新公益施設は、新たな活動の拠点として市民が気軽に来館し、情報収集や交流ができるよう体制を整備します。

2 人づくりによる、まちづくりを進めます。

各地区における学びを支援する体制を見直し充実を図ります。また、地域住民主体の生涯学習と地域づくりの取り組みを促進するため、学びのサイクル（循環）を充実させ、若い世代をまき込みながら地域の人材育成を進め、持続可能な地域づくりに努めます。

学びの指標

学びの指標項目	現 状 値	目 標 値 【令和5年度】
地域を超えた共催事業の開催数	9回 [R2年度実績] 40回 [R1年度実績]	60回
自主運営組織数（運営協議会数）	18団体 [R2年度実績] 17団体 [R1年度実績]	28団体

(サ) 環境美化推進員制度

横手市では、自治会から推薦された「環境美化推進員」が市民と行政をつなぐパイプ役として、市の関係部署や他の環境美化推進員と連携し、ごみの減量やリサイクル活動を担っている。

¹⁶ 横手市教育委員会教育総務部生涯学習課「よこて学びプラン第4次横手市生涯学習推進計画（令和4～8年度）」
(https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/664/20220330-a4.pdf)

図表 2-2 1 環境美化推進員制度の参考資料¹⁷

横手市環境美化推進員制度

ページID1002876 更新日 2023年7月14日
印刷 大きな文字で印刷

環境美化推進員制度は、行政と環境美化推進員が協働して、横手市の環境保全や環境美化を推進することを目的とした制度です。
環境美化推進員として活動していただく方には、市民と行政をつなぐパイプ役として、市の関係部署や他の環境美化推進員と連携し、ごみの減量やリサイクル活動にご協力いただきます。

登録について
自治会から推薦された方を市が環境美化推進員として登録し、本人に通知します。環境美化推進員を2名以上推薦するときは、代表者を決めてください。
推薦書 (PDF 97.9KB)

任期について
毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、再任は妨げません。自治会の役員改選等により環境美化推進員を変更するときは、生活環境課または地域課までご連絡ください。
選任書 (PDF 60.0KB)

活動範囲および活動内容について
活動範囲は、環境美化推進員が居住する自治会等の区域内とします。
主な活動内容は以下のとおりです。
1. 「ごみの分け方・出し方」の啓発に関する活動
2. ごみ集積所の指定に係る連絡調整および管理に関する活動
3. ごみ減量機種の普及・啓発に関する活動
4. リサイクル運動の啓発に関する活動
5. 環境美化に関する活動
6. 不法投棄の防止に関する活動
7. 環境に関する研修会への参加
詳細は環境美化推進員の手引きをご覧ください。
環境美化推進員の手引き (PDF 5.8MB)

活動内容の報告について
環境美化推進員の年間の活動内容は、自治会の代表者から年度末にまとめて報告していただきます。

万が一の事故に備えて
環境美化推進員としての活動で受けた損害、または与えた損害は、補償保険および賠償責任保険が適用され、保険の範囲内で補償します。

活動報酬金について
環境美化推進員を推薦し、年度の活動内容を報告していただいた自治会には、活動報酬金をお支払いします。活動報酬金の額は、自治会の市政協力員の人数に5,000円を乗じた額に、自治会の世帯数に50円を乗じた額を加えた額とします。

活動報酬金の計算方法
市政協力員の人数 × 5,000円 + 世帯数 × 50円
PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe (R) Reader (R) 」が必要です。お持ちでない方はAdobeシステムズ社のサイト「[Adobe Reader \(R\) をダウンロード](#)」からダウンロード (無料) してください。

このページに関するお問い合わせ
市民福祉部生活環境課環境係
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号 (本庁舎1階)
電話：0182-35-2184 ファクス：0182-33-7838
お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

(シ) 自主防災組織等の育成

横手市では、災害における市民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な市民が自主的に考える機会等を設け、自主防災組織の整備促進に努めている。

¹⁷ 横手市市民福祉部生活環境課環境係「横手市環境美化推進員制度」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001139/1001234/1002876.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-2 2 自主防災組織等の育成の参考資料¹⁸

第2編 一般災害対策
第1章 災害予防計画 第2節 自主防災組織等の育成計画

第2節 自主防災組織等の育成計画

担	部局名	総務企画部、消防本部
当	関係機関	

第1 計画の方針

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることです。市民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要です。特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動等については、消防や警察等の到着を待たずに自主防災組織等の地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されています。

このため、市は県と協力し、災害における市民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な市民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の整備促進に努めます。また、既存組織の形態変化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行います。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努めます。

第2 実施範囲

1 市

自主防災組織の結成を促進するため、次の事項を指導・支援します。

自主防災組織の必要性	地域住民による相互扶助の実践
自主防災組織の規模	町内会、学区、地域コミュニティ団体等が組織の単位と考えられるが、結成にあたっては市民が連帯感を保つことができ、かつ日常生活上において無理なく活動できる規模
自主防災組織の育成	1 防災資機材の操作講習会、応急手当講習会、防災訓練等への参加 2 市・消防機関等との協力によるリーダーの育成
防災資機材の整備	自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備促進
関係機関との連携	市・消防機関等との連絡体制の整備
その他	自主防災組織の活動に必要な事項

2 自主防災組織

本市における自主防災組織は、町内会等による自治組織を母体としており、火災予防を主眼に設置、育成されてきましたが、今後更に突発的に発生する災害に備えて市民による自主防災体制の組織づくりを進めています。

40

第2編 一般災害対策
第1章 災害予防計画 第2節 自主防災組織等の育成計画

(1) 組織づくり

ア 町内会等の自治会活動に防災に関する教育や活動を組み入れることにより、自主防災組織として行動ができるようにします。

イ 婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織として活動できるようにします。

ウ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努めます。

(2) 自主防災組織の主な活動項目

平時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の要配慮者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び市主催の防災訓練への参加 7 その他
災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の情報収集・報告、避難指示等の情報伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救護物資の配分に対する協力 6 その他

3 事業所等

危険物取扱事業所には、それぞれの自衛消防組織等が組織されており、ガス取扱事業所ではLPGガス協会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制が確立されています。

(1) 特定事業所は、自衛消防組織の充実強化を図るものとします。

(2) ガス取扱事業所は、協会等を通じ自主保安体制の充実強化を図るものとします。

(3) 防火管理者、危険物取扱者等、防災上責任を有する者に対しては自衛消防訓練等の実施時に普及啓発を行います。

(4) 各事業所に対し、計画的に査察を行い現場に即した指導を行います。

第3 消防職員、退職者との連携

消防職員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成及び活動におけるノウハウとなり、これらの実績を踏まえ消防職員及び退職者との連携を図ることが重要です。

第4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防

41

(ス) 集落営農の組織化、地域の話し合いによる集落の問題解決プランの作成

横手市による、地域農業の担い手へ農地を集積・集約化等することにより農業経営基盤の強化を図る取組。また同市ではそれぞれの集落・地域において、将来的に地域の農地及び農村を維持していくため、中核となる担い手とその農地利用の方向性について話し合いを行い、人と農地の問題解決を図ることを目的とする人・農地プランの策定及び見直しに取り組んでいる。

¹⁸ 横手市総務企画部危機対策課「横手市地域防災計画 第2編一般災害対策」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001136/1001183/1002952.html>) (2024年3月27日)

図表 2-2 3 集落営農の組織化、
地域の話し合いによる集落の問題解決プランの作成の参考資料¹⁹

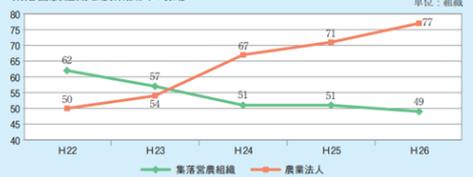
取組② 集落営農組織の育成、農業法人化の推進

地域の中心となる経営体の確保・育成のため、農業経営の法人化の取り組み、集落営農の組織化の取り組みを支援します。

【現状と課題】

- ・集落営農組織は法人化に向けた計画を策定し目標に向かって進んでいるため、年々減少する傾向にあります。
- ・農業経営の法人化については、着実に取り組みが進んでいる状況にあります。
- ・集落営農組織の構成員の高齢化や後継者不足により農業法人に移行できない組織もあります。

集落営農組織と農業法人の推移



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・担い手経営発展支援事業による法人の経営管理や複合化・多角化への取り組み支援
- ・農業法人確保・育成事業による法人化の取り組み、集落営農の組織化の支援
- ・農地中間管理事業や農地整備事業との連携

「人・農地プラン」とは、それぞれの集落・地域において、将来的に地域の農地及び農村を維持していくため、中核となる担い手とその農地利用の方向性について話し合いを行い、人と農地の問題解決を図ることを目的として作成するもの（農林水産省）

21

取組③ 経営体の経営力強化の推進

地域の担い手への集積は、農地中間管理事業の実施により着実に進んでおり、担い手の経営力を高めるため、人・農地プランの見直しや農地中間管理事業の推進により、さらなる農地集積を促進します。
また、認定農業者制度や各種制度資金の活用により経営体の経営力強化を支援します。
さらに、JA等の共同利用施設の整備や再編に強い農業づくり交付金等の活用を促し、産地の合理化や農産物の高付加価値化、生産コストの低減を推進します。

【現状と課題】

- ・農地の利用集積率は着実に高まっているが、今後も離農する農業者が出てくるのが予想されることから、受け手となる認定農業者等の経営安定に向けて、引き続き地域での話し合いによる人・農地プランの見直しが必要です。
- ・米価の下落や度重なる自然災害による農家所得の減少により、再生産可能な農業経営が困難なケースが続いており、意欲的に規模拡大しようとする経営体のみならず、農業経営を資金面で支援することも必要です。

担い手への農地利用集積面積の推移



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・地域の話し合いによる人・農地プランの見直しの促進
- ・農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積の促進
- ・農業経営安定化対策資金（マル農）融資あつせん事業の活用促進
- ・スーパーL資金をはじめとする各種制度資金の活用促進
- ・経営体育成支援事業や強い農業づくり交付金等を活用した経営力強化の推進

22

(セ) 共助による雪処理の支援体制・仕組みづくり

横手市による地域住民や自主運営組織による新たな仕組みづくりを支援する取組。

¹⁹ 横手市農林部農業振興課「第2次横手市農業振興計画平成28年度～37年度」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001179/1001469/1001474/1003795.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-24 共助による雪処理の支援体制・仕組みづくりの参考資料²⁰

第4期 横手市総合雪対策基本計画に係るアクションプログラム（実行計画）（素案）

No.	基本目標	重点区分	施策	手段 (施策達成手段)	取組内容 (施策達成手段として具体的にどのような取組をするのか)	取組によって実現したい姿・状態 (計画期間満了時[R9.3月時]に何をどのような状態にしたいのか)	KPI (重要業績評価指標) ※達成度を測るための指標 ※この目標指標が達成されれば取組によって実現したい姿・状態が達成	具体的実施内容 (行動レベルで何をやるのか)	担当課	連携課等	
1	目標1 安全な雪処理		施策1-1 雪による死者や重傷者ゼロへの取組	1-1-1	雪処理に関する安全講習の実施	雪処理中に起こる屋根からの転落や落雪による事故、並びに除雪機械による事故や水路等への転落事故等を未然に防止するため、市民への注意喚起を実施します。	除排雪作業での注意すべき内容が市民へ伝わり、事故が発生しない状態	除排雪時の事故(人的被害)件数が、降雪の少なかつた令和4年度(15件)より減少している。	雪事故が発生しやすい気象状況となった場合、安全安心メールや市ホームページ、SNS等により注意喚起を実施する。	危機対策課	消防本部 各地域課
					雪処理中に起こる屋根からの転落や落雪による事故、並びに除雪機械による事故や水路等への転落事故等を未然に防止するため、市民への講習会を実施します。	高所作業時にはヘルメット着用、安全帯を着用するという作業の前提意識が市民に浸透し、作業時に実際に着けている状態	除排雪時の事故(人的被害)件数が、降雪の少なかつた令和4年度(15件)より減少している。	雪下ろしや、流・融雪施設、除雪機械等を使用した雪処理による事故防止のため、出前講習会を地区住民を対象に各地域単位の支援を実施する。 住民個々の作業に向けた事故防止対策実施の有無等についてのアンケートを実施する。	消防本部	危機対策課 各地域課	
				1-1-2	安全な雪処理方法の周知	本格的な降雪期を迎える前に市民に対して市報や市ホームページ等で安全な雪処理方法等について周知します。 降雪期には、横手からFM、安全安心メール、SNS等も活用し、事故防止策、安全対策等を周知します。	除排雪作業での注意すべき内容が市民へ伝わり、事故が発生しない状態	除排雪時の事故(人的被害)件数が、降雪の少なかつた令和4年度(15件)より減少している。	市報や市ホームページ、横手からFM、安全安心メール、SNS等を活用し、事故防止策、安全対策等を周知する。	危機対策課	秘書広報課 建設課
				1-1-3	雪下ろし安全用具の貸出し	屋根の雪下ろし中の転落事故を防ぐため、注意喚起及び安全作業するための用具を貸し出します。	雪下ろし作業での注意すべき内容が市民に伝わり、転落事故が発生しない状態	安全用具の借用履歴がなく、希望者全てに貸し出せている。	雪下ろし中の屋根からの転落事故を防止するため、市民への安全用具の貸出しを実施する。 消防車両での巡回強化し、注意喚起・安全用具貸出しを促す取組を実施する。	消防本部	危機対策課 各地域課
5	目標2 地域で支える身近な雪処理		施策2-1 地域内の雪処理の支援体制・仕組みづくり 新しい事業と仕組みづくり	2-1-1 地域の新たな仕組みづくりや、既存組織が持続可能な活動を行うよう支援します。	住民主体による地域運営が行われることで、自助・共助意識の醸成が図られるとともに、雪処理などの地域課題の解決に取り組む体制が構築されている状態	地域課題解決のための取組を地域住民が主体的に実施または検討している。	地域課題を解決し、住みやすい地域づくりを目的とする地域住民の自主的な活動を支援する。 地域住民や自主運営組織による新たな仕組みづくりを支援する。	地域づくり支援課	まちごと福祉課 各地域課 各市民サービス課		
6			施策2-1 地域内一斉除排雪への支援	2-1-2 雪処理が困難な道幅が狭い道路を抱える地域の排雪作業と同時に地区内の除排雪支援を実施します。	道幅が狭い道路を抱える町内等や地区が主体となり実施する地区内一斉除排雪について、支援要望に合わせタイムリーに確実な実施支援ができていない状態	町内等や地区からの「生活道路除排雪協働事業制度」に基づく支援要望への対応率100%	生活道路除排雪協働事業制度についてホームページ、市報、横手からFM、デジタルサイネージよこてれなど可能な情報発信手段すべてで積極的な周知を実施する。	建設課	各地域課		

(ソ) 地域の組織づくりや共助力向上を目的とした補助金制度、雪対策連絡会及び市雪対策連絡協議会の設置による市民意見の収集・意見交換

市内の自治会・町内会や NPO・ボランティア団体などの各種団体が行う社会的活動や、除雪活動等に対する補助金制度。また各地域に地域雪対策連絡会を開催し、各地域の雪処理について地域住民と意見交換を行うもの。

²⁰ 横手市建設部建設課「横手市総合雪対策基本計画」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001136/1001185/1002794.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-25 地域の組織づくりや共助力向上を目的とした補助金制度、雪対策連絡会及び市雪対策連絡協議会の設置による市民意見の収集・意見交換の参考資料²¹

第4期 横手市総合雪対策基本計画に係るアクションプログラム（実行計画）（素案）

No.	基本目標	重点施策区分	施策	手段 (施策達成手段)	取組内容 (施策達成手段として具体的にどのような取組をするのか)	取組によって実現したい姿・状態 (計画期間満了時[R9.3月時]に向をどのような状態にしたいのか)	KPI (重要業績評価指標) ※達成度を測るための指標 ※この指標指標が達成されれば取組によって実現したい姿・状態に近づくと	具体的実施内容 (行動レベルで何をやるのか)	担当課	連携課等
7				2-1-3 地域づくり活動の推進	地域の組織づくりや共助力向上を目的として定めた補助金制度(横手市地域づくり活動補助金)の周知を図ります。	住民主体による地域運営が行われることで、自助・共助意識の醸成が図られるとともに、雪処理などの地域課題の解決に取り組む体制が構築されている状態	市内の各種団体の活動に係る費用負担を軽減することで、持続的な活動が実施されている。	・市内の自治会・町内会やNPO・ボランティア団体などの各種団体が行う社会的活動や、除雪活動等への補助金により支援する。 ・市ホームページや市報・横手まかづらFM等を通じた広報活動を推進し、利用を促す。	地域づくり支援課	各地域課
				2-1-4 地域雪対策連絡会及び市雪対策連絡協議会の設置による市民意見の収集と意見交換	地域単位の雪処理に関する課題や市民等が参加する地域雪対策連絡会を開催し、全市レベルでは8地域の地域雪対策連絡会の代表、NPOやボランティア団体、社会福祉協議会、建設業協会、学識経験者を委員とする市雪対策連絡協議会を開催します。地域単位の地域雪対策連絡会では地域の雪処理に関する意見交換等を行い、全市レベルの市雪対策連絡協議会では総合雪対策基本計画に係るアクションプログラムの進行管理や全市民的課題への意見収集などを行います。	市と各地区雪対策連絡会代表や各種団体代表が、雪に対する要望を共有し、対応できている状態	・8地域の雪処理について地域住民と定期的に意見交換がされ、課題への対応ができています。 ・総合雪対策基本計画アクションプログラムに掲げた取組の進行状況について、市民と各種団体と共有・意見交換ができています。	・各地域ごとに地域雪対策連絡会(地域内で雪対策連絡会、団体代表を派出し構成)を組織し、各地域の雪処理について意見交換を実施(各地域の実情に応じて、開催)する。 ・全市レベルの雪対策連絡協議会(各地域の雪対策連絡会代表や各種団体の代表により構成)を開催し、総合雪対策基本計画アクションプログラムの取組状況などについて意見交換を実施する。	建設課 各地域課	各市民サービス課 まると福祉課
9	目標3 行政と市民で進めるべき細かな雪対策		施策3-1 雪対策への地域住民と除雪の市民参加の機会づくり、市民意見の反映	3-1-1 路線担当の除雪オペレーターとその地区に住む市民が、除雪前に意見交換をする機会を作ります。これにより各地域の地区事情に配慮した除雪の実施、及び除雪協力体制を構築します。	路線担当の除雪オペレーターとその地区に住む市民が、除雪前に意見交換をする機会が設けられ、地域の実情にあわせた機械除雪と地域の除雪協力体制ができています	地域住民と除雪オペレーターの意見交換を実施できることが周知され、希望する地区において意見交換会が開催されている。	・地区会議や町内会などの主催により、地区担当の除雪オペレーターとその地区に住む市民が除雪前に意見交換を実施し、各地区事情に配慮した除雪・除雪協力体制の構築へ繋げる取組を実施する。 ・地区会議や町内会などへ意見交換の場づくりについての勧奨を実施する。	各地域課	建設課	
				3-1-2 除雪車による雪押し場の確保の推進	効果的な除雪を行い生活道路の安全を確保するため、地域における除雪車による雪押し場の確保の継続的な確保を推進します。	雪押し場用地提供者の協力・理解が図られ、地域における除雪車による雪押し場が安定し確保されている状態	雪押し場を貸す所有者との友好な関係が構築されている。	・除雪車による雪押し場における専売のゴミ対策として、シート設置やグリーンアップなどの対策を雪押し場用地の実情にあわせ実施し、雪押し場を提供した方への不都合が生じない対応を実施する。 ・オペレーター及び委託業者との情報共有を進め、地区の状況にあわせた雪押し場の確保を実施する。 ・除雪車による雪押し場用地を提供したく地権者に対し、市民と行政の協働による雪処理への協力・理解をいいたたための対応・取組を実施する。	各地域課	建設課
10										

(タ) 地域の多様な主体との協働による雪処理戦力の強化、地域住民等の委託による高齢者世帯への除雪支援活動

民生委員や福祉協力員等の協力を得ながら、企業や学生、ニートなどさまざまな立場の人をも戦力として、除雪ボランティア参加者数の増加を図る取組。

またシルバー人材センターや除雪業者では除雪作業員の確保が困難な場合、作業の委託先を地域住民等へ拡大することで地域共助の醸成とマンパワーの確保を図る取組。

²¹ 横手市建設部建設課「横手市総合雪対策基本計画」横手市公式サイト (<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001136/1001185/1002794.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-26 地域の多様な主体との協働による雪処理戦力の強化、地域住民等の委託による高齢者世帯への除雪支援活動の参考資料²²

第4期 横手市総合雪対策基本計画に係るアクションプログラム（実行計画）（素案）

No.	基本目標	重点施策区分	施策	手段 (施策達成手段)	取組内容 (施策達成手段としての具体的な取組)	取組によって実現したい姿・状態 (計画期間満了時[R9.3月時]に何をどのような状態にしたいのか)	KPI (重要業績評価指標) ※達成度を測るための指標 ※この目標指標が達成されれば取組によって実現したい姿・状態に近づく	具体的実施内容 (行動レベルで何をやるのか)	担当課	連携課等
11			施策3-2 高齢者世帯等への除雪支援活動の強化	3-2-1 協働による除雪ボランティア・除雪活動団体による雪処理戦力の強化	市社会福祉協議会と連携し、民生委員や福祉協力員等との協力をより、市民・団体・事業所に対し除雪ボランティアへの参加協力を呼びかけ、共助意識の高揚を図ります。	除雪ボランティア活動が活発になり、地域における共助意識が高まっている状態	除雪ボランティア活動が増加している。 ※前年度(評価対象年度nの場合、n-1年度)比	制度の周知強化を図り、民生委員や福祉協力員等の協力を得ながら、企業や学生、ニートなどさまざまな立場の人をも戦力として、除雪ボランティア参加者数の増加を図る。	社会福祉課	各市民サービス課
12				3-2-2 横手市高齢者等除雪事業において、作業の委託先を地域住民等へ拡大することで、地域共助の醸成と併せ、マンパワーの確保を図ります。 (横手市高齢者等雪下ろし事業は、費用助成事業に移行済)	要件を満たす利用希望者全員が事業を利用できている状態	需要への供給率100% (必要に応じて地域住民等への作業委託を行う)	シルバー人材センターや除雪業者等では作業員の確保が困難な場合、地域住民等へ作業を委託し実施する。	まると福祉課	各市民サービス課 建設課 地域づくり支援課	
13				3-2-3 除雪活動団体による雪処理体制の強化	除雪活動補助金制度により生活道路等における除雪活動団体による除雪市民活動の支援を継続実施します。また、除雪活動団体が抱える課題を把握し、課題解決に取り組み、地域における雪処理体制を強化します。	除雪団体が入れない狭い路を占め、地域の雪処理課題解決に取り組む除雪活動団体の活動が継続できている状態	除雪活動補助金を希望する団体への補助率100%	令和5年度に実施した除雪活動団体アンケートの結果を分析し、地域が抱える課題を把握する。	建設課	各地域課
14	目標4 雪について よいまちづくり		施策4-1 災害に強い住宅の普及による雪害の低減	4-1-1 「雪国よこて安心住宅普及促進事業」 「大雪住宅耐震改修等事業」の推進	・民間住宅の雪対策、バリアフリー化、省エネルギー化、防災減災対策に要する工事費に対し補助を行います。 ・冬の地震に対して強い住宅改修(耐震改修等)の促進を行います。	・雪国よこての地域特性に配慮した安全で快適な住宅の普及が進み、冬季における市民の負担が軽減され、快適で安心に暮らすことができている状態 ・旧耐震の木造住宅の改修・改築により、冬の地震に強く、安全に暮らすことができている状態	・住宅の雪害減少 ・高齢者の在宅事故数の減少 ・CO2排出削減 ・災害時の住環境整備 ・市内の旧耐震木造住宅を減らし、新耐震住宅戸数を増やす。 ※減少は必ずしも前年度(評価対象年度nの場合、n-1年度)比	・市ホームページや市報、横手まからFM等を利用した周知・広報活動を実施する。 ・市内の建設業関係機関、金融機関等へのチラシの配布により周知する。	建築住宅課	生活環境課 (くらしの相談)
15				4-1-2 雪害等の落下による危険の防止 ※雪害：軒先から落下した雪のたまり(透射まふ)	降雪期における、積地や道端への降雪等に伴う被害を軽減するための、建設時における注意喚起を行います。	降雪期における雪庇等の落下防止をし、居住者等の安全確保と近隣トラブルの解消ができている状態	建築物に対する雪庇等の落下に伴う苦情件数0件	・市ホームページや窓口での注意喚起を実施する。 ・建築確認申請時に隣地等への落雪被害のないよう注意書きを継続実施する。	建築住宅課	生活環境課 (くらしの相談) 各地域課

(チ) スクールバスを活用した有償旅客運送の取組「柏木・大森病院線」

横手市が運行するスクールバス車両の空き時間を活用した自家用有償旅客運送の取組。公共交通の利便性向上を目指す新たな取組として令和2年2月から試験運行を実施し、令和3年4月から本格運行開始。

²² 横手市建設部建設課「横手市総合雪対策基本計画」横手市公式サイト
(<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001136/1001185/1002794.html>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-27 スクールバスを活用した
有償旅客運送の取り組み「柏木・大森病院線」の参考資料²³

スクールバスを活用した有償旅客運送「柏木・大森病院線」を運行しています

ページID:1003875 更新日:2021年9月28日
印刷 大きな文字で印刷

鎌野川福祉コミュニティセンターから大森病院にかけて、スクールバスを活用した有償旅客運送を行っています。
祝日を除き毎週月曜日と木曜日に運行（1日2往復）しておりますので、お買い物や通院等、生活の足としてお気軽にご利用ください。



「柏木・大森病院線」運行車両

運行内容

- 運行日：月曜日、木曜日（祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く）
- 時刻表：午前9時から午後2時（詳細は下の時刻表をご覧ください）
- 路線図：福祉コミュニティセンター⇄大森病院（詳細は下の路線図をご覧ください）
- 利用料：1回200円（詳細は下の利用料をご覧ください）

時刻表 (PDF 225.8KB)

路線図 (PDF 7.1MB)

利用料 (PDF 133.0KB)

PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe (R) Reader (R)」が必要です。お持ちでない方はアドビシステムズ社のサイト上「[新しいウィンドウ](#)」からダウンロード（無料）してください。

このページに関するお問い合わせ

総務企画部経営企画課政策調整係
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号（本庁舎3階）
電話：0182-35-2164 ファクス：0182-33-6061
お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

(ツ) 狙半内共助組織が運行する地域交通（実証実験）

増田地域の狙半内地区では、共助組織が運行主体となって自家用有償旅客運送「上畑線」を運行している。

²³ 横手市総務企画部経営企画課「スクールバスを活用した有償旅客運送「柏木・大森病院線」を運行しています」横手市公式サイト
(<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001144/1001292/1003875.html>)（参照日 2024 年 3 月 27 日）

図表 2-28 狹半内共助組織が運行する地域交通（実証実験）の参考資料²⁴

狹半内共助運営体によるミニバン運行「上畑線」

ページID:1003817 更新日:2023年10月24日

横手市自家用有償旅客運送「上畑線」として、郡田町狹半内地域から十文字地域にかけての区間で狹半内共助運営体によるミニバン（あきはんない三平カー）が運行中です。毎週月曜日、火曜日、水曜日、木曜日に定期運行しておりますので、是非お乗りにご利用ください。



狹半内共助運営体によるミニバン（あきはんない三平カー）

便利な点

- 1日4往復します。時間に余裕をもって、買い物やお仕事を済ませることができます。
- 狹半内地域内では、どこでも乗り降り自由です。ご自宅の近くから乗り降りでき、寒い中、バス停で待たなくても大丈夫です。
- 十文字地域まで、乗り換えなしで行くことができます。

メディア情報

トヨタ自動車株式会社の公式Facebook・公式X（旧Twitter）にて、さるはんない三平カーを取り上げた動画が掲載されています。

- ① トヨタ自動車株式会社公式Facebook（外部リンク）
- ② トヨタ自動車株式会社公式X（旧Twitter）（外部リンク）

PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe（R） Reader（R）」が必要です。お持ちでない方は[Adobeシステムズ社のサイト「新しいウェブサイト」](#)からダウンロード（無料）してください。

このページに関するお問い合わせ

総務企画部経営企画課政策調整係
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号（本庁舎3階）
電話：0182-35-2164 ファクス：0182-33-6061
お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

(テ) 住民の自治運営を前提としたコミュニティ組織の設立の取組（地区会議）

地区会議は市町村合併後においても充実した地域体制を残していくために、「市民感覚から始まる行政の構造改革」、「住民と市政の双方向対話自治」をテーマとし、住民の自治運営を前提としたコミュニティ組織の設立を図ることを目的として設置された。地区会議は概ね旧市町村の小学校単位を基本とする36地区に設置されており、市は地区会議が申請・要望するソフト及びハード事業に対し補助や支援を行っている。

²⁴ 横手市総務企画部経営企画課「狹半内共助運営体によるミニバン運行「上畑線」横手市公式サイト（<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001144/1001292/1003817.html>）（参照日 2024年3月27日）

図表 2-29 住民の自治運営を前提とした
コミュニティ組織の設立の取り組み（地区会議）の参考資料²⁵

地区会議
ページID1005224 更新日 2023年8月30日

[印刷](#) [大きな文字で印刷](#)

設置目的

地区会議は市町村合併後においても充実した地域体制を残していくために、「市民感覚から始まる行政の構造改革」、「住民と市政の双方対話自治」をテーマとし、住民の自治運営を前提としたコミュニティ組織の設立を図ることを目的として設置されました。

地区会議の単位

地区会議は、住民が主体的な地域づくりや自治活動を実施するため、町内会などをさらに拡大した形として、概ね旧市町村の小字区域を基本とする36地区に設置されています。

地域	地区会議	設置数
横手	横手南、横手北、横手西、朝倉、さかえ、旭、境町、くろかわ、金沢	9
増田	増田、亀田、西成瀬、沼半内	4
平鹿	浅舞西部、浅舞北部、吉田、磯崎	4
雄物川	沼穂、星見、権地、鶴合、大沢	5
大森	大森、白山、保呂町、川西	4
十文字	十文字、三重、横田、鶴合	4
山内	山内中央、山内北、山内南、山内西	4
大雄	阿賀、田成森	2

設置数計 36

役割

- 町内会やコミュニティ組織などの連携を図りながら、住民自らによる地域づくりを実施します。
- 住民主体の地域づくりの実践に必要なことなどを提案、要望します。
- 地区内の事業などに対する意見や提案、要望のとりまとめを行います。

構成員・規約

地区会議は、住民主体の地域づくりおよび自治活動を実施するコミュニティ組織であるため、構成員やその任期、地区会議の名称などは、それぞれの地区会議において規約で定めています。

地区会議への支援

- ソフト（地区会議申請）事業に対する補助
市は、地区会議が実施する地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対し、地域づくり活動補助金により支援します。（上限50万円、補助率10/10）
- ハード（地区会議要望）事業に対する支援
予算3,500万円（令和4年度）を各地域間に枠配分し、地区会議で協議した要望・優先順位に基づき、市が事業を実施します。

市職員による支援体制

地区会議の円滑な運営ができるよう「横手市職員地区担当制度」による職員のサポート体制を構築し、地域住民一体による協働の地域づくりの実現を図ります。

[横手市職員地区担当制度実施要綱](#) (PDF 42.4KB)

地域づくり活動補助金を活用した地区会議ソフト事業の状況

各年度の地域づくり活動補助金を活用した各地区会議の活動状況を掲載しています。（平成30年度以降）

[令和4年度地区会議ソフト事業](#) (PDF 34.7KB)

[令和3年度地区会議ソフト事業](#) (PDF 83.0KB)

[令和2年度地区会議ソフト事業](#) (PDF 377.0KB)

[令和元年度地区会議ソフト事業](#) (PDF 459.3KB)

このページに関するお問い合わせ

まちづくり推進部地域づくり支援課地域調整係
〒013-8601 秋田県横手市金里一丁目64号（金里南7番1号）
電話：0182-35-2266 ファクス：0182-32-4655
お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

(ト) 自主運営組織による地域づくり活動（地区交流センター事業）

横手市では地区交流センターを活動の拠点として、身近な地域課題への対応や生涯学習事業など、総合的な地域づくりに取り組んでいる。28ある地区交流センターのうち、22のセンターは自主運営組織が運営、6施設は市の直営。自主運営組織は生涯学習や地域づくりに関心がある地域住民で構成されている。

²⁵ まちづくり推進部地域づくり支援課「地区会議」横手市公式サイト
(<https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1005224.html>) (2024年3月27日)

図表 2-30 自主運営組織による地域づくり活動（地区交流センター事業）の参考資料

■なぜ地区交流センターを設置したの？

市ではこれまで公民館などを活動の拠点として、生涯学習活動や地域の課題解決に向けた事業、住民主体の地域づくり活動を行ってきました。しかし「公民館」のままででは社会教育法第24条（法律第207号）の適用により、営利を目的とした活動の禁止（同法第23条）など、施設利用や生涯学習活動以外の活動に制約がありました。そこで、これらの制約をなくし、社会教育法の適用を避けない施設とするため、横手市地区交流センター設置条例を制定するに至りました。

■今までどう変わったの？

施設の利用を更にし、施設の性質も公民館施設から「21世紀型生涯学習施設」と変わりました。これにより、生涯学習活動に加え、自主運営組織による地域づくり活動を目的とした活動も行うようになり、地域の住民が、地域の特性に合わせた活動の自主的運営が図れるようになりました。

自分たちのことは自分たちで
地域をよくする主役は我々住民なんだ！

これまでの公民館
地区交流センター

公民館で行う講座・イベントの開催など、さまざまな生涯学習活動の実施
市（行政）が運営

これまで行ってきた講座・イベントなど生涯学習活動の実施 + 地域住民の皆さんが企画・運営する課題解決のための事業の実施
「地域住民で構成される自主運営組織」を中心に事業を企画、協議会と市が協働で運営

地区交流センターの事業
地区交流センターでは、4つの事業を実施しています

①住民が自主的に行う地域活動に関する事業

地域の生活や環境を守り、地域の特徴を活かした自主的な活動など

②地域に密着した課題解決に向けた事業

住民の健康や福祉の向上、地域防犯活動、世代間交流など

③生涯学習活動に関する事業

講演会、スポーツ・レクリエーションなどの集いの開催など学び合いの機会を提供

④市民協働による総合的な地域づくりに関する事業

自治会連合会や生涯学習の向上を図るため、地域づくり講座や地域イベントの開催、市民協働の推進活動など

（事業の具体例）
 ○地域ごとた野菜、山菜などの物販
 ○地域づくり活動をしている企業の施設利用
 ○地域の活性化につながる有料イベントの開催
 ○介護予防教室・コミュニティカフェ
 ○買い物支援や移動の支援 など

特集
横手市地区交流センター
オラほのことは、オラほで

令和5年4月1日から市内の公民館施設の名称が「地区交流センター」となりました。これにより、生涯学習活動やにぎわいのある地域拠点施設としての役割が期待されます。今回の特集では、地区交流センターの目的や目指す姿のほか、各地区で行われているさまざまな取り組みを紹介します。

市報よこて 2023.8

26 横手市総務企画部秘書広報課「市報よこて令和5年8月号」
 (https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/101/202308shihou.pdf)

図表 2-31 自主運営組織による地域づくり活動（地区交流センター事業）の参考資料

地区交流センターの事業に携わる方に聞きました

オラほの取り組み 聞いてくれ！

横手市では28の地区交流センターを設置しており、そのうち22のセンターを自主運営組織が自分たちの活動拠点として運営しています（6施設は市の直営）。
自主運営組織は生涯学習や地域づくりに関心がある地域の方々と組織されており、その活動を地区交流センター長や事務職員がサポートし、実施しています。今回はその一部を紹介します。
※市ホームページ（☎1005217）からも各センターの取り組みをご覧ください
【問合せ/まちづくり推進部地域づくり支援課☎35-2266】



老いても・笑顔で・穏やかに

今年度は、地域の人材を發揮し、住民の交流に生かすことなどを目的に「おしえて境町の達人」と題してストレッチ教室を開催する予定です。参加者が実際に体を動かしながら会話を楽しむことで、心と体のメンテナンスを図り、健康の増進につながるようというものです。
境町地区は、奥山を背景に豊かな田園風景が広がります。そこに暮らす私たちにとって、センターは誰もが来やすく、行ってみたいと思えるような場所であり、そう感じてもらえるような事業を行うことが必要です。住民の皆さんが『心のゆとり』を持ち、いつまでも楽しく暮らすことができるよう活動企画していきます。



境町地区交流センター（横手地域）
ふるさと部会の皆さん
部会長の鈴木るみ子さんを中心に、世代を超えて伝えたい行事や知識など、境町の魅力を発信する機会を創出し取り組む皆さん。青明庵の松（元県指定天然記念物）の保全活動や、地域カフェなどを企画しています。
※写真後列左より：吉川進さん（運営協議会会長）、山石正樹さん、松子孝志さん。
前列左より：鈴木るみ子さん、鈴木るみ子さん



かぼちゃランタン作りで地域の集いの場を

三重地区には幅広い世代が集まる地域の行事がありません。また住民同士が交流する機会も年々少なくなり、令和3年3月には地区内の小学校もなくなりました。
この課題は、子どもから大人までが地元で気軽に楽しみ、住民同士でつながりを持てるようにと企画したものです。専用のカボチャは農家が安く、子どもや高齢の方でも簡単に中をくり抜くことができます。私たちを含め、昨年参加した方々も1時間程度で作品を作ることができました。将来的には、センター敷地内でカボチャを栽培・収穫し、ランタンづくりまでの一連の流れを地域のイベントとして行えたいと考えています。



三重地区交流センター（十文字地域）
石垣 節子さん、高橋 信雄さん
長年、絵本の読み聞かせやボランティア活動に取り組んでいる石垣さん。センターが主催する事業にも積極的に参加しており、昨年開催した『かぼちゃランタン作り講座』にも参加したそうです。
また、同講座は数年前から構想があったと話すのはセンター長の高橋さん。二人は、昔年の感想やこれからの展望などについてお話を伺いました。



地域の中心、よりどころとして

地域でさまざまな活動がされている方々約20人に声をかけ活動を始めました。これまで開催したワークショップへのメンバーの参加率は8割と高く、活発な意見交換につながっています。これは、それぞれが地域での問題意識を日常的に持っていることの現れだと考えます。
また地域内交流が少ない現状を踏まえ、まずは『大やた交際祭』を企画・開催しました。紙芝居やクイズなどで地域の歴史を振り返り、フリーマーケットやポツチャなどで世代交流を図ったものです。今後は空き家などの地域課題についても考えていけたらと思っています。



里見地区交流センター（葦物川地域）
里見いどばた会議の皆さん
『未来のために、今何をするべきか、みんなで考え行動しよう』とセンターを拠点に活動続ける皆さん。会議には、2代から80代までの方々が参加し、地域課題解決のためのワークショップやイベントなどを行っています。
※写真後列左より：加賀屋順吉さん・博田典史さん。前列左より：首藤穂穂子さん・吉田美津子さん



幸せな地域づくりのプラットフォーム

当センターでは、住民のニーズと新たな魅力づくりを重視して事業を行っています。地域内のサークルが学びたいことをテーマに開催中の『よろず出前塾』がそのひとつです。また今年5月に開催された山内小学校運動会では、児童と住民が一緒にグラウンドゴルフのホールインワンに挑戦しました。かつての一大イベント住民運動会に替わる新たな形を模索しているところです。
このほか定期的な活動として、将来の山内の交通の在り方を有識者を招いて考える場を設けています。安心な暮らしを維持するために、先を見据え、地域で行動する。当センターはその礎を築いていきたいと考えています。



山内地区交流センター（山内地域）
永沢 弘さん
管轄区域が山内地域全13区であることが特徴と話すセンター長の永沢さん。同センターがある山内町には、地域局やJAの窓口などがあり、住民が集うことで、タイムリーで風通し良く事業を行えるそうです。持続可能な山内地域の実現を目指す。運営協議会の委員の皆さんと一緒に、地域全体を前進し、課題解決に取り組んでいます。

情報よこて 2023.8

(ナ) 地域づくり活動補助金制度

横手市では、地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対して、その経費の一部を補助している。

27 横手市総務企画部秘書広報課「市報よこて令和5年8月号」
（https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/101/202308shihou.pdf）

67

図表 2-3-2 地域づくり活動補助金制度の参考資料²⁸

地域づくり活動補助金

ページID:1003296 更新日:2023年6月30日

印刷 大きな文字で印刷

このページに関するお問い合わせ

まちづくり推進部地域づくり支援課地域調整係
 〒013-8601 秋田県横手市長里一丁目1番64号（長里南行倉1階）
 電話：0182-35-2266 ファクス：0182-32-4655
 お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

横手市では、地域課題を解決する活動や地域の活性化を図る活動に対して、その経費の一部を補助しています。
 ※市の予算の範囲内での交付ですので、年度内に終了する場合があります。

補助内容

対象事業	補助率	補助金額（上限）	交付回数
自主運営組織・地区会議が行う事業	補助対象経費の10/10	1事業あたり上限50万円 ※千円未満は切捨	制限なし
共助組織が行う地域課題解決型事業	補助対象経費の3/5	1事業あたり上限50万円 ※千円未満は切捨	制限なし
非営利団体が行う地域課題解決型事業	補助対象経費の3/5	1事業あたり上限50万円 ※千円未満は切捨	5回まで
非営利団体が行うイベント型事業	補助対象経費の1/2	1事業あたり上限50万円 ※千円未満は切捨	5回まで
非営利団体が行う平成29年度 元気の出る地域づくり事業補助金 交付決定事業	平成29年度の 補助金交付確定額の 1回目：10/10 2回目：9/10 3回目：8/10 4回目：7/10 5回目：6/10	1事業あたり補助率を乗じた額 ※千円未満は切捨	5回まで

詳細は、地域づくり活動補助金ガイドブックをご確認ください。
 横手市地域づくり活動補助金ガイドブック(PDF形式：1MB) (PDF:1.7MB)

(二) 生涯現役社会へ向けた取り組み（横手市シルバー人材センターへの活動支援）

横手市シルバー人材センターに対する活動支援や同センターへの本市業務の積極的な発注などの支援により、高齢者の多様なニーズを踏まえた就労機会の拡大を推進する横手市の取組。

²⁸ まちづくり推進部地域づくり支援課「地域づくり活動補助金」横手市公式サイト
 (https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1001455/1003296.html) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-3 3 生涯現役社会へ向けた取組
(横手市シルバー人材センターへの活動支援) の参考資料²⁹

(2) 福利厚生の実現に向けた取り組み
①目指すべき方向性・取り組み
・勤労者の福利厚生の充実、勤労意欲の向上や、会社と従業員の信頼関係の強化、定着率の向上など、様々な効果をもたらします。勤労者が安心して働き続けることができるよう、勤労者の福利厚生の充実を図ります。

②主な取り組み

No	取組名	概要
1	勤労者向け福利厚生事業の推進	中小企業の勤労者のための退職共済制度導入の促進、勤労者の生活向上に資する融資制度の利用促進など、勤労者の福利厚生の充実に取り組みます。 【事業例】 ・国や商工団体等との連携による退職共済制度の情報発信の強化 ・ホームページによる勤労者向け融資制度の情報発信の強化 ・勤労者向け福利厚生事業を行っている団体への活動支援 ・「秋田県健康経営優良法人認定制度」の周知（再掲）

②主な取り組み

No	取組名	概要
1	横手市シルバー人材センターへの活動支援	(公社)横手市シルバー人材センターの活動にかかる支援や同センターへの本市業務の積極的な発注などの支援により、高齢者の多様なニーズを踏まえた就労機会の拡大を推進します。 【事業例】 ・横手市シルバー人材センターの活動にかかる支援 ・横手市シルバー人材センターへの本市業務の積極的な発注

成果指標

成果指標	現状値 (2018年 直近値)	目標値 (2025年)
働き方改革取り組み事業所	21.5% (2018年就業状況調査)	100%
60歳以上就業者数	245人/年度 (2017年横手公共職業安定所)	400人/年度

(3) 生涯現役社会へ向けた取り組み
①目指すべき方向性・取り組み
・人口減少、少子高齢化が顕在化している本市において、人口の35%を占める高齢者に元気な労働力として力を発揮してもらうとともに、生涯現役社会に向けた地域社会全体の気運醸成を図ります。

(ヌ)居場所づくり推進事業

横手市社会福祉協議会による、地域住民や様々な社会資源との協働による多様な居場所づくりの取組。市民や引きこもりがちの方を対象に、地域住民が気軽に参加できる地域の居場所や参加者同士の交流が生まれるレクリエーション等を提供。地域や社会とのつながりづくり、当事者の課題解決や生きがいづくりなどの支援を行う。

²⁹ 横手市商工観光部商工労働課「横手市商工業振興計画 2019 ▶ 2025」
(https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/775/shokogyoshinkokeikaku_kaitei.pdf)

図表 2-3 4 居場所づくり推進事業の参考資料³⁰

<p>4. 地域の居場所づくりの推進</p> <p>1) 居場所づくり推進事業</p> <p>地域住民や様々な社会資源との協働による多様な居場所づくりとその運営により、地域や社会とのつながりづくり、当事者の課題解決や生きがいづくりなどの支援を行います。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①ふらっとカフェ事業 懇談/レクリエーション/福祉情報の提供/協力者打ち合わせ会議の開催など ◆開催日時 毎月第3水曜日(変更となる場合あり) 10:00~12:00 ◆参加者 市民など ◆会場 Y²ふらざなど</p> <p>②居場所「会おう場(AoBa)」事業 懇談/軽作業/野外活動(就労体験など)/活動費の支給など ◆開催日時 定例：毎月第3水曜日 11:00~12:00 野外：5月、7月、10月、11月 2~3時間程度 ◆参加者 ひきこもり状態にある方、こもりがらに生活している方、またその家族など ◆会場 定例：サンサン横手/野外：横手市内</p> <p>③ひきこもりがちな方を支える家族・支援者向けセミナー(当事者家族や支援者等がつかう・つなぐ場)の開催 講話(講師：ひきこもり支援活動者や予定)/参加者同士の交流など ◆開催月 10月 ◆参加者 ひきこもり状態にある方の家族、支援者、支援機関関係者、教育機関関係者など ◆会場 サンサン横手ほか</p> <p>④地域ふれあい事業 地域住民が気軽に参加できる地域の居場所(ふれあい交流サロン、こども食堂、ミニカフェ)の提供/十文字町健康福祉センターの活用呼びかけなど ◆開催月等 交流サロン：年2回/こども食堂：毎月1回/ミニカフェ：毎月2回(具体的な日時等は随時調整) ◆参加者 十文字地域の住民 ◆会場 十文字町健康福祉センターほか</p> <p>⑤大雄つどいの場「みんなのカフェ」事業 懇談/レクリエーション/軽体操/ボランティアによる送迎/協力者情報交換会の開催など ◆開催日時 毎週水曜日、金曜日 9:00~16:00 ※毎月第3水曜日にイベントを実施 ◆参加者 大雄地域の住民 ◆会場 大雄地域福祉センター</p>	<p>2) いきいきサロン事業</p> <p>地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めると共に、住民主体の地域づくりを進めるため、地域の自主的な居場所づくりやその運営等への支援を行います。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①いきいきサロン活動の支援 サロンの運営・新規立ち上げ等に関する支援/サロンを通じた見守り・支えあい活動の推進及び地域の情報収集/活動助成金の交付/サロン通信の発行など ◆サロン数 143サロン(活動拠点…横手：56、増田：12、平鹿：15、雄物川：(予定) 12、大森：11、十文字：12、山内：10、大雄：15) ※その他、試験的に行うサロン(お試しサロン)の実施地区等を募集する。 ◆活動助成金 年間を通して開催するサロン(年6回以上実施)：60,000円以内 試験的に開催するサロン(年2回以上実施)：5,000円以内</p> <p>②いきいきサロン関係会議の開催 サロンの運営支援や活性化等を目的とした関係会議の開催 ◆開催予定 横手：サロン代表世話人会議(2月)、増田：サロン世話人会議(2月)、平鹿：サロン代表世話人会議(2月)、雄物川：サロン代表世話人会議(2月)、大森：サロン代表世話人会議(3月)、十文字：サロン世話人会議(3月)、山内：サロン世話人会議(2月または3月)、大雄：サロン世話人会議(2月) ◆参加者 サロン代表世話人・世話人など</p> <p>③いきいきサロン世話人のつどいの開催 創作活動/軽体操/参加者同士の意見交換など ◆開催月 9月、11月(年4回) ◆参加者 サロン代表世話人・世話人、協議体構成員 ◆会場 さかえ館、平鹿生涯学習センター、雄物川コミュニティセンターなど</p>
	<p>5. 地域で助けあう除害活動の推進</p> <p>1) 除害ボランティア事業</p> <p>自力での除害が困難な世帯を対象に、学生やボランティア、町内会、共助組織等による除害支援活動を推進します</p> <p>【事業内容】</p> <p>①除害ボランティアによる除害支援活動 除害に関する相談対応及びニーズの把握/支援対象世帯の状況確認/除害ボランティアの募集と協力依頼、活動調整/ボランティアとの除害支援活動など ◆実施期間 12月~3月の除害期 ◆対象者 単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などで除害が困難な世帯</p> <p>②町内会や共助組織等による除害活動の支援(除害活動団体支援事業) 除害活動団体等の活動保険料の助成など ◆対象者 除害が困難な世帯などを対象に除害及び雪下ろし活動を行う社協等</p>

(ネ) 福祉ネットワーク活動推進事業

横手市社会福祉協議会による、町内会等の小地域を単位とした住民の参加と協力による支えあい・助けあいの活動(小地域ネットワーク活動)を推進する取組。具体的な事業及び活動内容は、小ネットワーク会議・福祉座談会等の開催、住民支えあいマップの作成及び更新、要援護者世帯の把握、見守り・安心ネットワーク事業(認知症徘徊見守り)、日常的な見守り及び災害時の避難支援の推進、子ども食堂や学習支援の取組への協力など。

³⁰ 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会「横手市社会福祉協議会 令和5年度事業計画書」
(https://www.yokote-shakyo.jp/images/jigyou_pdf/jigyo_r05_keikaku_01_724kb.pdf)

図表 2-35 福祉ネットワーク活動推進事業の参考資料³¹

福祉ネットワーク活動推進事業

自分たちの地域の福祉課題の解決のために、住民や福祉関係者、関係機関・団体等が連携しながら行う福祉活動を推進しています。

◆主な事業・活動

小ネットワーク会議・福祉座談会等の開催、住民支えあいマップの作成及び更新、要援護者世帯の把握、見守り・安心ネットワーク事業(認知症徘徊見守り)、日常的な見守り及び災害時の避難支援の推進、子ども食堂や学習支援の取り組みへの協力など

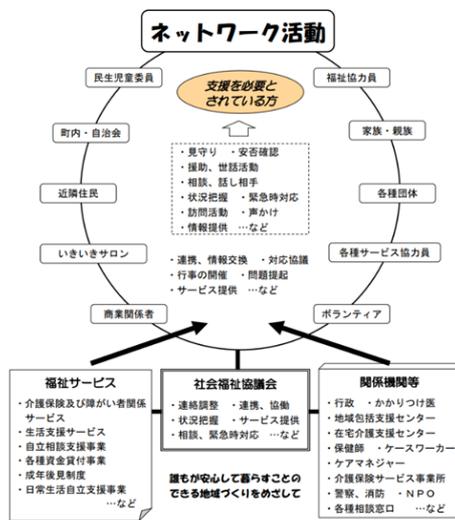
《ネットワーク活動とは?》

ネットワーク活動は、家族や近隣住民、福祉関係者、ボランティアなどの地域の力を結び合わせ、福祉サービス等を有効に活用しながら、支援が必要な世帯が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように支えあう「住民主体のたすけあい活動」です。

📌 ネットワーク活動のイメージ図



ネットワーク活動のイメージ図



(ノ) 福祉協力員活動推進事業・いきいきサロン事業

【福祉協力員推進事業】

各町内に福祉協力員を委嘱し、地域住民や福祉関係者・機関と連携しながら様々な福祉活動を行う横手市社会福祉協議会の取組。(概ね 40 世帯に 1 人が基準)

【いきいきサロン事業】

地域住民や当事者間の交流を深め、支えあいや助けあいの地域づくりを進めるため、地域の自主的なサロンの運営や立ち上げに向けた支援を行う横手市社会福祉協議会の取組。

³¹ 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会「福祉でまちづくり」横手市社会福祉協議会公式サイト (<https://www.yokote-shakyo.jp/fukushidemachi.html>) (参照日 2024 年 3 月 27 日)

図表 2-36 福祉協力員活動推進事業・いきいきサロン事業の参考資料³²

福祉協力員活動推進事業

各町内に福祉協力員を委嘱し、地域住民や福祉関係者・機関と連携しながら、様々な福祉活動を行っています。また、各町内の福祉協力員により組織された福祉協力員会を設置しています。

《福祉協力員とは？》

「各地区からの推薦」

町内会長もしくは各地区の代表者または民生児童委員から推薦いただいた方を、社会福祉協議会長が委嘱しています。

「地域に必要な人数を設置」

概ね40世帯に1人を基準としていますが、地域の実情に応じて適切な人数を配置しています。

「任期は3年」

地域の情報把握や経験を積み重ねていただくため、やや長めの任期としています。

「地域の見守りや相談相手」

民生児童委員などの関係者・機関と協力しながら、地域の見守り、支援活動の一員として活動していただいています。

「地域福祉の担い手」

地域で行う福祉活動や行事など、地域の“福祉力”を高める活動に協力していただいています。

「福祉に関する情報源」

様々な研修や行事などへの参加を通して得た福祉情報を、地域に提供していただいています。

「福祉活動を支える」

社協会費や共同募金運動への協力など、地域の福祉活動を支える財源の確保にご協力いただいています。

 福祉協力員会組織図

いきいきサロン事業

地域住民や当事者間の交流を深めながら、支えあいや助けあいの地域づくりを進めるため、地域の自主的なサロンの運営や立ち上げに向けた支援を行っています。

◆主な事業・活動

サロンの運営や立ち上げの支援、サロンを基盤とした地域の見守り、支えあい活動の推進、活動助成金の交付(上限60,000円)、開設支援助成金の交付(上限5,000円)、サロンの推進や情報交換等を目的とした世話会議の開催、世話人を対象とした研修会の開催など

 いきいきサロン実施状況 (R5.6.1現在)



～いきいきサロンを立ち上げてみませんか？～

地域の交流・支えあいの拠点となるサロンを立ち上げてみませんか。私たちがそのお手伝いをしますので、一緒に楽しいサロンづくりをめざしましょう。(試験的に開催するサロンへの助成金もありませんので活用ください)

《サロンのイメージ》

- ・対象者…地域住民、高齢者、子ども、子育て中の方、障がい者など
- ・場 所…公民館、会館、集会所、民家、福祉施設、空き店舗など
- ・内 容…おしゃべり、情報交換、悩み相談、茶話会、昼食会、健康体操、運動、健康チェック、ゲーム、レクリエーション、工作、芸能など
- ・回 数…月1回、2か月に1回など
- ・運 営…自治会・町内会、民生児童委員、福祉協力員、ボランティア、老人クラブ、婦人会、サークル、当事者・参加者などが協力して運営
- ・参加費…内容に応じて設定(例：昼食代、材料代など)

※サロンの立ち上げに関する相談のほか、すでに実施しているサロンの見学にも応じていますので、最寄りの福祉センターまでお問い合わせください。

 令和5年度いきいきサロン実施要領

 令和5年度いきいきサロン様式

 令和6年度いきいきサロン実施要領NEW

 令和6年度いきいきサロン様式NEW

※各種様式は最寄りの福祉センターにあります。

(ハ) 「おでかけ」付き添いボランティア

横手市社会福祉協議会が養成、運用するボランティアの取組。支援内容は、転倒などの不安から外出をためらっている方を対象とした買い物や通院、散歩への同行、付き添い。

³² 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会「福祉でまちづくり」横手市社会福祉協議会公式サイト (<https://www.yokote-shakyo.jp/fukushidemachi.html>) (参照日 2024 年 3 月 27 日)

図表 2-37 「おでかけ」付き添いボランティアの参考資料³³



「おでかけ」付き添いボランティア 養成講座を開催します！

地域には、転倒などの不安から外出を控えている方がたくさんいます。そんな不安を抱える方々が買い物や通院などに安心して出かけられるように、外出に付き添い、サポートするボランティア活動に参加してみませんか？

日時・会場	主な内容
【1日目】 9月9日(金) 13:30～15:00	○精神障がいを持つ方とのコミュニケーションについて ○加齢に伴うからだの変化や、歩行する時に注意するポイントについて
【2日目】 9月21日(水) 13:30～15:00	○用具を使って外出時の不自由さを体験 ○参加者同士で付き添いの体験
【3日目】※いずれか1日 9月26日(月)、 27日(火)、 29日(木) 10:00～正午	○つどいの場の参加者と健康体操 ○スーパーで買い物をする方への付き添い体験 ○今後の活動について意見交換

◆会場 1・2日目：横手市交流センター Y2ぶらざ (横手市駅前町1-21)
3日目：スーパーモルラッキー (十文字町仁井田家東22-1)

◆対象者 市内でボランティア活動をしたい方で、できるだけ3日間の参加が可能な方。

◆定員 16名(先着順)

◆参加費 無料

◆申し込み 9月7日(水)までに下記の連絡先へお申し込みください。

***** 申し込み・お問い合わせはこちらまで *****

社会福祉法人横手市社会福祉協議会 本部 地域福祉課
電話：36-5377 FAX：36-5388

この養成講座は、次の皆様のご協力をいただき開催します。(順不同)
横手厚生病院、横手市増田町星宅介護支援事業所、第二学習館牧田支店、横手マルシメ、ひかりサロンラッキー、アックスフーズマート横手駅前店、横手市協議体

(ヒ) 共助組織の活動

2012年、横手市では住民有志による共助組織が4団体設立。2015年には横手市共助組織連合会としてネットワーク化され、現在12団体が参加。共助組織は高齢者世帯の雪下ろしや除排雪支援等のサービスを支え合い・助け合い価格で提供しており、移動支援や買い物支援など、地域内の様々な取組につながっている。

(フ) 株式会社マルシメ（スーパーモルラッキー）の取組

「お買い物バス」はマルシメが運行する無償の送迎サービス。横手市内、近隣市町村とスーパーモルラッキーを繋ぐ全14コースを自前バス2台で運行。またスーパーモルラッキーでは地域住民の悩みを解決する「困りごと相談窓口」の取組を行っている。社内で対応できないことは、地元の企業とつくる「マルシメネットワーク」の加盟店を紹介している。

(ヘ) コミュニティカフェ 「cafe オラン家(ち)」

³³ 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会「よこて社協だより 86号 令和6年1月」
(https://www.yokote-shakyo.jp/images/shakyo_tayori_pdf/shakyo_tayori86.pdf)

横手市にあるコミュニティカフェ。「地域にみんなが気軽に訪れる場所があれば」という思いからオープン。毎月最終日曜日に開催される「誰かさんのお誕生日会」では参加者にお誕生日ケーキを無料で提供している。

図表 2-3 8 コミュニティカフェ 「cafe オラン家 (ち)」の参考資料³⁴

Start Up!
起業しました
Cafeオラン家

東京でノーシャル・ビジネスを手掛ける会社に勤めていた時に、地方で起業することへの思いが高まり、横手で取り組みたいことが明確になったと話す鎌田京子さん。今年2月に横手川沿いにコミュニティカフェを開業しました。

「子どもの頃の夢は？」
小学校の卒業文集には「世界一すてきな喫茶店とファンシーショップをつくることに向けて努力したい」と書いていました。大学の卒業論文の

「店舗名の由来は？」
オラン家は「自分の家」と「Oh, Lunch!（まあ、昼ご飯）」という意味をかけています。

「お店の特徴は？」
地産地消をモットーに、なるべく地産の食材を使用しているほか、建物ははじめテーブルや椅子、グラスも秋田県産です。食器は家業で使ってきた有田焼で、祖母の代からの漆器も利用しています。また、店内に展示中の絵画や手工芸品も地域の方々の作品であり、作家さんとしてFaebookで紹介しています。お米やリンゴの作り手さんのこともご覧いただけます。

「横手で起業するメリットは？」
同窓生をはじめ、友人や知人が想像以上に協力してくれて感謝することばかりです。ここに立ち寄った人が偶然居合わせた人とお喋りしながら仲良くなっていく様子を見ていくと、横手が元氣になっていくよううれしくなります。

「これからの目標は？」
オラン家を公民館のようにしたいと思っています。みんなが集い、誰かがご飯を作って、誰かが食べて、喜んだり褒め合ったりする、そんな光景を理想としています。

「これからの起業を目指す方へ」
国連のデータでは高齢者人口の割合が最も高い国は日本です。総務省と内閣府のデータを基にした最新の資料では、都道府県別高齢化率は秋田県がトップです。ならば、その秋田県の横手市で「世界に先駆けてより多くの高齢者が幸せに暮らせる仕組みづくりが

「これからの起業を目指す方へ」
都会に比べて横手には無いものがたくさんありますが、すでにあるものを最大限に活用することで持続可能な社会になるのではないのでしょうか。「雨にも負けず、風にも負けず、雪にも負けず」の精神で共に頑張らしましょう！

▲毎月最終日曜日に開催中の「誰かさんのお誕生日会」では、参加者にお誕生日ケーキを無料で提供

Cafeオラン家
●所在地 横手市根岸町3-4
●E-mail ohlunch558739yokote@gmail.com
●HP <https://cafe-oh-lunch.com/>
●営業時間 正午ごろ～午後6時ごろ
●定休日 木曜日

Instagram
Facebook

市報よこて 2023.10

(ホ)横手市連合婦人会、結核予防婦人会の取組

³⁴ 横手市総務企画部秘書広報課「市報よこて 令和5年10月号」
(https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/101/202310shihou.pdf)

全国的な運動である「複十字シール募金」や研修会への参加をとおした地域への伝達や手作り品の寄付などのボランティア活動を行う。

図表 2-39 横手市連合婦人会、結核予防婦人会の取り組みの参考資料³⁵

朝日新聞 DIGITAL

お知らせ 大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

複十字シール募金にご協力をお願いします

複十字シール運動の目的は、結核などの胸の病気をなくして、健康で明るい社会をつくることです。募金は途上国の結核対策、結核予防の広報などに役立てられます。

昨年度、大雄地域では126,500円の募金がありました。

今年度も結核予防婦人会の会員が複十字シール運動の中心的役割を担っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ先／横手市結核予防婦人会大雄支部 大雄市民サービス課 ☎52-3905

シールぽつやとシールちゃん

「地域の子どもたちの教育に使っていただきたい」と秋田県 横手市の増田町婦人会（片倉由美子会長、100人）が11月24日、市に300万円を寄付した。園有林に秋田杉を植林し、立ち木の売り上げを重と分け合う分収林契約が満期を迎え、収入の一部をあてた。

婦人会は1962年から 滝沢市 苗穂の分収林事業に取り組んできた。子どもたちの育英資金に、との思いで、約30年口廻れた山約2ヘクタールに会員約300人が関わり、苗木を背負って植えた。植れた苗を植え置き費用を捻出するため、育苗所や産品工場で働いた時期もあったという。

年1〜3回手入れをし、昨年満期を迎えた。売り払った立ち木は秋田杉など約1600本、約1600立方メートルあった。収入は完結会員の意思を引き継ぎ、会の総会で増田地域の保育園、小中学校に100万円ずつ寄付される。

婦人会の片倉会長（68）は「子どもたちには、ふるさとや自然を大事にする人に育ってほしい」と語った。高橋大市長は「素晴らしいやばさんの差別に敬意を表したい。地域のために活躍できる大人になれるように成長を後押ししたい」と話した。（山谷勉）

SAGAWA

え！そんなモノも運べるの？

輸出・輸入もお任せ
迅速・柔軟な物流プランをご提案
今すぐご相談を！

(マ) 秋田県「コミュニティ生活圏形成事業」の取組

人口減少や高齢化が進行する中で、集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、概ね小学校区（旧小学校区）程度の圏域で「コミュニティ生活圏」の形成を図ることを目的に秋田県が実施している事業。横手市では令和元年度から山内地域をモデル地区に選定し、本事業に取り組んでいる。

³⁵ 朝日新聞社「横手市の婦人会、市に300万円寄付」朝日新聞デジタル（2022年12月3日）
<https://www.asahi.com/articles/ASQD26TSNQCSULUC00M.html>

図表 2-40 秋田県「コミュニティ生活圏形成事業」の取組の参考資料³⁶

「コミュニティ生活圏形成事業」とは、人口減少や高齢化が進行する中で、集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、概ね小学校区（旧小学校区）程度の圏域で「コミュニティ生活圏」の形成を図ることを目的に秋田県が実施している事業である。

横手市では、令和元年度から山内地域をモデル地区に選定し、本事業に取り組んでいる。



(ミ) 県営発電所周辺地域等振興事業を活用した地域交通

横手市が運行する「平鹿ふれあいバス」は、平鹿地域内を巡回している無料のコミュニティバス。秋田県の県営発電所周辺地域等振興事業を活用している。

³⁶ 秋田県あきた未来創造部 地域づくり推進課「コミュニティ生活圏の形成について」美の国あきたネット秋田県公式サイト (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/52132>) (参照日 2024年3月27日)

図表 2-4 1 県営発電所周辺地域等振興事業を活用した地域交通の参考資料³⁷

ふれあいバスを運行しています

ページID: 1003219 更新日: 2023年5月9日

印刷 大きな文字で印刷

「ふれあいバス」は、平鹿地域内を巡回している無料バスです。
 買い物や通院、地域周や温泉施設などへの移動手段としてご利用ください。
 各路線の停留所や運行時間については、下記の時刻表をご覧ください。
[ふれあいバス時刻表 \(PDF: 130_1KB\)](#)

令和4年12月1日から小型車両で運行します



小型化し新しくなったふれあいバスです

乗客定員8名の小型車両で運行します。
 秋田県の県営発電所周辺地域等振興事業を活用しています。

煙野・石成線	月曜日・木曜日
吉田・馬殿線	火曜日・金曜日

ただし、祝祭日および年末年始(12月29日から1月3日まで)は運休します。

- 各バス停における時刻は目安です。道路事情により多少変わる場合があります。
- 悪天候やバスの故障など安全に運行することが困難な場合、予備なく運休することがあります。

PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe (R) Reader (R)」が必要です。お持ちでない方はアドビシステムズ社のサイト「[新しいウィンドウ](#)」からダウンロード(無料)してください。

このページに関するお問い合わせ

平鹿地域局平鹿地域課地域係
 〒013-0105 秋田県横手市平鹿町浅野字寛町後138番地 平鹿庁舎
 電話：0182-24-1111 ファクス：0182-24-3087
 お問い合わせフォームは専用フォームをご利用ください。

(2) ヒアリング調査結果

① A 地区交流センター センター長

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> センター長と事務員 2 名の体制で、地区交流センターを運営。(いずれも市の会計年度任用職員) センター長自身が集落支援員を担っており、集落を巡回するとともに、区長にも協力を依頼しながら住民からニーズをヒアリングし、課題の把握に努めている。 地区交流センターには地域づくり部会があり、地域課題について協議しており、①共助組織の促進、②移動支援、③買い物支援、④地域防災を重点的に取り組む方針としている。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 共助組織：県指定 NPO が中心に、行政から道路の草刈りや公民館の除雪を仕事として受ける傍ら、依頼のあった高齢者世帯の除排雪作業などを行う。昨年度、比較的若い年代の消防団員で構成する新たな共助組織の立ち上げ支援を行った。 移動支援・買い物支援：公共交通自体が少ない中、住民からの声を受け移動支援について検討を始めた。自宅から公共交通機関まで、イベント時の送迎、横手市内までの移動支援の 3 パターンの移動支援と自分で予約できない人の予約支援の案を作成。当てにしていた市補助金の活

³⁷横手市平鹿地域局平鹿地域課「ふれあいバスを運行しています」横手市公式サイト <ふれあいバスを運行しています | 横手市公式サイト (yokote.lg.jp)> (参照日 2024 年 3 月 27 日)

ヒアリング項目	結果概要
	<p>用ができないことが分かり、現在、実施できる形を模索している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 防災訓練：毎年、地区で実施している防災訓練の中で、新たに地域防災のためのツール（災害リスク対応を学ぶカードゲーム）を使用した出前講座を実施。 • その他、地域の生涯学習活動やスポーツ活動等、年間 30 程度の事業に関わる。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> • 地域づくり部会には、民生委員や区長が参加しており、積極的に意見を出してくれる。ただし、一緒に活動をしてくれる人は、部会長等数名程度。地域課題の解決に向け、キャッチボールできる相手を増やしていきたい。 • 各部会には、地域局職員が協議や一部事業運営に参加している。地域活動をする上での財源について行政と相談することもある。 • 地区交流センターとは別に、4つの地区で地区会議を開き、それぞれの地域課題等について議論している。地区交流センターの活動と重なる部分もあるが、地域全域を俯瞰してできることと地区ごとには異なることを認識。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> • 今後も人口減少し続けることにより、現在の活動やシステムが成立しなくなる可能性がある。先を見据えて、限られた資源を有効に活用することや、若い世代と高齢者が共存できる仕組みを作ること、地元の大学とのつながりを活かすことなどを検討している。 • 地域住民と話し合う場として、地域の未来会議を開催したいと考えている。一緒に活動できる人をどう増やすかが課題となっている。

② B 地区交流センター センター長

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> • 旧町村時代の制度の名残で元々、公民館とコミュニティセンターの両方の機能を持つ。その中で、直売所の運営や共助組織の事務局等の役割を担ってきた。 • センター運営協議会（部落長、町内会内の公民館長、民生委員、福祉協力員、婦人会役員、消防団等 34 人）で意見を収集するほか、共助組織の事務局として生活支援の相談を受けることもある。①街灯の修理、②通院や買い物支援等の要望が寄せられている。 • 3~4 年前には中学生以上全員（個人）を対象にアンケートを実施し、①防災啓発事業、②通院・買い物、③共助等に関する要望が多くあがった。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のニーズを受けて除雪と草刈りの助け合いを目的に、地区交流センターが事務局となり共助組織を立ち上げた。加入は任意、住民 1,500 人に対して、40-50 代を中心に 30 代半ばから 70 代前半の 46 人程が加入している。 • 共助組織では、畑の畝づくりや草刈り、冬囲い、除雪の活動をする。高齢者の自宅の他、行政から道路の草刈り等の委託を受けている。 • 作業料金 1,000 円~1,500 円/時程度。一旦、共助組織に入金され、5%の事務手数料を引いた残りを活動してくれた人に支払う。年間の支援

ヒアリング項目	結果概要
	<p>件数は、60-70 件程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い世代と同居しているケースでも、「家庭内の関係性上、若い人には頼みにくい」という人もいる。お金を支払うことで気兼ねなく、支援をお願いできるケースもある。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 元々、地域住民の中には建設業者や農業をしている人が多い。住民が自分の仕事をする傍ら、空いた時間でボランティアとして共助組織に参加している。 活動を実施するには、センター運営協議会への委員・住民の参加が必要。委員から事業の提案があるのが自主運営組織の理想だが、現状は意見がでないため事務局で案を検討して委員に意見をもらうに留まっている。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> 地区交流センターとして防災に力を入れたい。川の氾濫を経験している高齢者は危機意識を持っているが、若い世代は危機意識が低い。 買い物、移動、ゴミ出しなどの困りごとについてセンターにも相談があるが、共助組織ですべてを担うのは困難であり、繋ぐ先が欲しい。買い物支援について社協と相談したいが、ニーズを伝えるのみとなっていて、解決までつながっているのか把握できていない。

③ 横手市社会福祉協議会（第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター）

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> 第1層1名、市内8地域でコーディネーター活動を担うエリアマネージャー計3名を配置している。 年に一度、地区ごとに開催する小ネットワーク会議と地域の福祉協力員の協力を得て、地域の課題や見守りが必要な人を抽出している。 横手市内で約850人（各行政区、町内会に1～2人）の福祉協力員を配置しており、民生委員と協力して動いている。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 小ネットワーク会議は、SC、民生委員や町内会長の他、警察や市の福祉担当課等が参加。 参加者それぞれが日ごろの活動の中で把握した見守りが必要な人について、相談・共有している。具体的には、地域の中で孤立している人や支援が必要になってきた人を把握したり、地域の課題について話し合う。 会議で見守りが必要な人について、互いに知り合うことで日頃の連携に繋がっている。小ネットワーク会議を持っている集落であれば、町内会長や民生委員に相談することで、見守りに繋がる。 社協窓口では、福祉協力員や民生委員と普段電話等でコミュニケーションしながら、情報を共有している。福祉協力員は、民生委員より細かい単位で地域に入っており、困りごとを拾うセンサーの役割を担っている。 第2層協議体は旧市町村単位で活動してきたが、範囲が広く、うまく地域課題を拾うことができなかった。（ある地域でニーズがあっても別の地域ではニーズがなく、前に進めないことも多い。）

ヒアリング項目	結果概要
	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町村単位ではなく、地区単位で活動することで、生活圏域で話し合えるため、具体的な困りごとが拾えるようになってきている。 地域の課題や個別ケアが必要になった場合は、福祉サービスや関係各所と情報連携して対応にあたっている。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 社協の事業で対応できる範囲外のニーズがあった場合、市の担当課や関連機関、民間の移動販売、弁当屋、ボランティア活動をしている人に繋いでいる。地域の共助組織に協力を依頼することもある。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> 市からの委託事業の成果を分かりやすく示す上で、“会議を開催する”、“事業を作る”が求められているように感じている。日頃の見守りや支え合いのネットワークを把握する活動が重要だと思っているものの、成果として伝えにくい部分がある。

④ 狙半内共助運営体 会長

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> 組織の設立は平成 24 年 9 月 26 日。地域の会長、老人クラブの会長、6 集落の会長ら 12 名で立ち上げた。 県と国による少子高齢化を見据えた社会実験ということで、県南 NPO から話を持ちかけられたことをきっかけに組織を立ち上げた。事務局は地域センターの中に置くことになったが会長を担う人がおらず、当時自治会長だった自分が会長を兼任する形で立ち上げた。 自治会長を務める自身が、住民との会話の中で課題を把握している。 主な支援内容を移動支援と除雪・雪下ろしに決定した理由は、高齢者が町へ行く際にバスでの移動と乗り換えに対し、常に不安を感じているという住民の声を受けたこと、また狙半内地区は豪雪地帯であり、人口減少と高齢化に伴い除雪、雪下ろし作業をできる人が減っているため。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 主な支援内容はミニバンによる移動支援、雪下ろし。その他木枝の剪定、家や小屋の解体等様々な依頼が寄せられる。細かいものでは家の電球の交換、蜂の巣の駆除、片付け等がある。 今年度の雪下ろし件数は 10 件。雪降ろしができる人は 8~10 人。 ミニバンドライバーの賃金は 6,000 円。自身含め 3 人体制で運行している。利用人数は多い時で 170 名、コロナ後は 70~120 名程度。 月~木曜日は共助組織によるミニバン、金曜日は地域のスーパーがバスを運行している。バスに乗り遅れた人を自分が自家用車で迎えに行ったり、冬場は道が狭く、バスの走行が困難なため、自分が自家用車で先導したりもしている。 身体機能等の衰えから、通常のバスでは 1 人で買い物に行くことが難しかった高齢者に対し、乗降時や荷物を家の中まで運ぶ等介護面でのフォローができたためミニバンの利用人数が徐々に増加した。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援を始めて地域や周りの人に変化があった。地域の人も含めて困っている人に対する親切心が増えたように思う。具体的には病院の診察時間をバスの時間に合わせてくれるようになった。薬局の受付の方が声をかけてくれたり、運転していると手を挙げてくれる人もいるなど、地域の中で認知されてきている。

ヒアリング項目	結果概要
	<ul style="list-style-type: none"> 共助組織の活動を手伝ってくれる人には、活動を強制しないようにしている。強制になるとプレッシャーがかかってしまい辞めてしまうため、空いている時間の中で、できる範囲で応援してもらっている。 地域をよく知らずに取り組もうとすると失敗する。何か始める時は地域の中でもやる気のある人を何人か見つけてやる必要がある。各自の得手不得手、やりたいこと等を組み合わせないとうまくいかない。 行政は、ある程度、事業の運用を地域に任せることで、工夫が生まれる。行政と地域の活動主体の間の信頼関係が重要。運行経路や賃金振込の件で横手市も柔軟に対応してくれるようになり、市とドライバーお互いの負担軽減になっている。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化により担い手がないことに一番困っている。特に雪下ろしの担い手確保が難しい。狙半内地区の住民だけで運営するのは無理があるので、狙半内地域外から応援をもらう形で動いている。(具体的には市街地に引っ越した人に声をかける、民間企業と派遣協定を結ぶなど。)

⑤ 株式会社マルシメ

ヒアリング項目	結果概要
地域課題、地域課題の把握の方法、実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> お買い物バスの取り組み開始は2011年9月19日。秋田県の成熟型社会対応サービス産業支援事業の補助金を使用し地元のジャンボタクシーを手配して9月～春までの7か月間を実証実験として開始した。 翌年3月に継続の可否を検討したところ、お客さんの反応がとても良かったため、社内の別事業(結婚式場)で使用していたマイクロバスの空き時間を活用し継続することに決定。7月より自社マイクロバスとして本格稼働。
活動内容	<p><お買い物バス></p> <ul style="list-style-type: none"> お買い物バスはマルシメの自前バスによる無償サービス。横手市内、近隣市町村を含め全部で14コースを2台で運行。最も一番遠い運行経路は東成瀬村の草ノ台で、片道40分程度を要する。 最盛期の述べ利用人数は19,000人近く、2023年の述べ利用者数は14,579人。 この事業だけで見ると赤字だが、バスで来る方は普段よりも多く購入する方が多く、何より喜んでくれる。 乗車時にスーパーのポイントカードを提示してもらうことで買い物に来ることの証、意思表示としている。 行きよりも帰りの利用が多い。行きは家族等に送迎してもらい病院の後に買い物をしてスーパーが運行するバスで帰宅するパターンでの利用が多い。当初は人数が溢れることもあり、荷物用の車を別途用意することもあった。 <p><困りごと相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年の相談で最も多かったものは草刈り。他には庭木の剪定、蛇口の水漏れ、屋根の塗装、網戸張替、壊れた物品の引き取り等がある。

ヒアリング項目	結果概要
	<ul style="list-style-type: none"> • 社内に対応できないことは、地元の企業とつくる「マルシメネットワーク」の加盟店を紹介している。草刈りは業者がないため、ほぼ自社で対応。 • お客さんは料金をマルシメに支払うことで、業者は集金の手間が省けるメリットがある。
地域住民・行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> • 困っている人を助けるために始めた事業だが、地元の交通事業者との間にはある程度の軋轢もある。 • 令和 3 年頃、県内の自動車販売会社と協働で「困りごとを一緒に解決したい」と、市に提案を持ち掛けたことがある。具体的な提案出なかったこともあり、進展しなかった。
今後の展開・課題	<ul style="list-style-type: none"> • これ以上の拡大はリソースの制約上難しいため、当面は現状維持。コースを再編するなど徐々に見直しを進め、乗車人数を増やすことを目標にしている。 • 市が運行する循環バスやデマンド交通などと連携し、例えば公共施設などをハブとして、買い物バスに接続できるような仕組みが作れるとよいかもしれない。こうした取組の可能性を模索したい。

この事業は令和5年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)により実施したものです。

生活支援コーディネーターを中心とした、地域づくり・生活支援に資する さまざまな「つながり」の構築及び強化に関する調査研究事業

利用にあたっては、出典を記載してください。

NTTデータ経営研究所（2024）生活支援コーディネーターを中心とした、地域づくり・生活支援に資するさまざまな「つながり」の構築及び強化に関する調査研究事業

令和6（2024年）3月発行

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9階
TEL 03-5213-4110（代表） FAX 03-3221-7022
